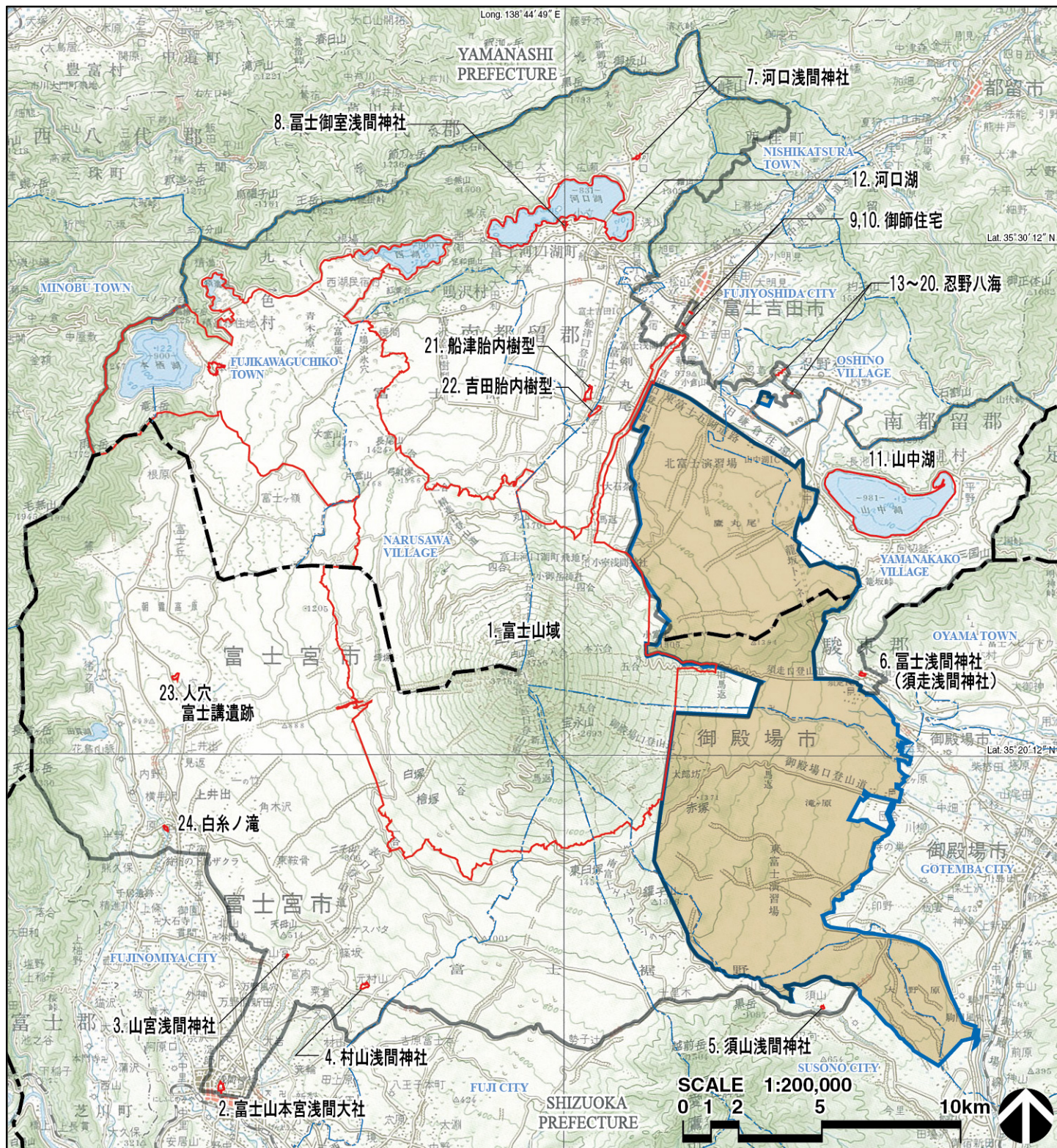


- 凡例
- ▭ 資産範囲
  - 緩衝地帯
  - 保全管理区域  
(富士吉田市等市街地・忍野村集落地域)
  - 景観法  
(身延町景観条例、西桂町景観条例、忍野村景観条例、富士宮市富士山景観条例、富士市景観条例、裾野市景観条例、御殿場市総合景観条例)
  - 山梨景観条例
  - 土地利用事業指導要綱  
(御殿場市土地利用事業指導要綱、裾野市土地利用事業に関する指導要綱、小山町土地利用事業の適性化に関する指導要綱)
  - 県境
  - 市町村境
- ※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。

図 102 保全管理区域の法規制図 1



- 凡例
- ▭ 資産範囲
  - 緩衝地帯
  - 保安全管理区域 (演習場等)
  - 演習場等
  - 県境
  - 市町村境

図 103 保安全管理区域の法規制図 2

## 第7章 整備・公開・活用の促進

富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくためには、第4章の「基本方針」の3において示したとおり、調査・研究を推進し、その成果に基づき資産の適切な整備・公開・活用を促進することが必要である。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、資産の整備・公開・活用を適切に進める上での方向性を明示するとともに、その具体的な方法について示すこととする。

### 1. 方向性

資産の顕著な普遍的価値を確実に保存するとともに、地域住民及び来訪者が顕著な普遍的価値を総合的に理解することができるように、以下の2点に基づき整備・公開・活用の方向性を定め、着実に実施する。

#### (1) 構成資産間の関連性を考慮した顕著な普遍的価値に係る総合的な情報提供

富士山とその周辺には、顕著な普遍的価値を示す構成資産及び構成要素が広い範囲に分布している。それらを一体として保存管理し、資産がき損・劣化した場合には適切な修復を行うとともに、相互に緊密な関連性を持つものとして総合的に理解することができるよう、調査・研究を推進し、その成果に基づき、資産とも調和した公開・活用施設を整備し、地域住民及び来訪者に対して効果的な情報提供を行う。

#### (2) 国内外からの観光客の受け入れ態勢の整備

富士山は日本を代表する優れた名所として世界的に知られており、広く国内外から多くの来訪者がある国内有数の観光地である。そのため、山梨県・静岡県及び関係市町村では、風致景観・環境の保全にも十分配慮した来訪者の受け入れ態勢を整備する。

### 2. 方法

環境省、林野庁、山梨県・静岡県、関係市町村、及び個別の構成資産及び構成要素の所有者が、以下の4点に十分留意しつつ、資産の整備・公開・活用の施策を実施する。

#### (1) 富士山の総合学術調査の充実

構成資産及び構成要素となっている神社の社殿、御師住宅及び史跡の修復・整備については、それらの性質に基づく真実性を確実に保持するために、建造物の解体修理に伴う部材調査及び発掘調査等の各種の学術調査を行い、それらの結果に基づき、精度高く実施する。また、歴史・考古・民俗・自然環境・文学・建造物・美術工芸品の各分野における学術調査研究を継続的に行い、それらの成果を保存・活用上の諸課題解決のために反映させることとする。

さらに、山中・山麓の下方斜面における巡礼路の特定については、構成資産間の関係性・つながりを明らかにすることを目的に、長期的な展望の下に調査・研究を実施し、その成果を計画的・段階的に情報提供していく。

山梨県では、2008年(平成20年)から「山梨県富士山総合学術調査研究委員会」の下に歴史・信仰・芸術などの観点から富士山の総合的な調査・研究を開始し、関連資料の収集・把握・充実に努めるとともに、それらの調査研究の成果を活用した啓発活動として、地域住民を対象とする報告会を毎年1回以上開催している。また、2016年(平成28年)には、富士山世界遺産センターを設置し、調査研究スタッフを配置して、調査・研究を進めている。

静岡県では、2014年(平成26年)7月に日本史専攻の研究員を1名採用し、2015年(平成27年)4月には、美術史及び考古学の研究員を2名採用した。これらの研究員が中心となって、富士山の総合的、学際的、国際的な調査・研究を推進していくための体制構築を進め、その一環として、大学等の研究者を構成員とする「富士山巡礼路調査委員会」を2015年(平成27年)5月に設置し、巡礼路に係る調査を開始した。

また、各市町村は、山梨県教育委員会・静岡県教育委員会の指導の下に、保存・活用を目的として資産に含まれる文化財の調査を実施し、それらの成果の充実に努めている。

このような調査成果を含め、富士山の自然、歴史、文化等の調査研究の成果を情報発信する拠点として、山梨県・静岡県は、関係市町村の協力の下に、各々世界遺産センターを設置した。山梨県・静岡県及び世界遺産センターが中心となり、博物館や関係市町村等との連携の下に総合的・学際的な調査・研究の推進、報告書の作成・公刊、それらの成果を発表・公開・紹介できる場の準備等について実行可能な計画を策定し、確実に実施する。

今後とも、両県においては、保存管理のために必要な調査を実施する。

## (2) 世界遺産センターの整備・活動

### ア. 山梨県・静岡県の共通の趣旨・基本方針

#### 1) 世界遺産センターの整備の趣旨・基本方針

山梨県及び静岡県は、世界文化遺産に登録された富士山の顕著な普遍的価値を守り、後世に確実に継承することを目的として、富士山南麓及び北麓にそれぞれ世界遺産センター(以下「センター」という。)を整備した。

センターは、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第5条(e)に基づき、富士山の保護、保存及び整備の分野における人材の養成を進めるとともに、富士山に関する幅広い分野からの学術調査を推進し、その成果を展示や学習機会の提供等を通じて国内外の人々に幅広く提供する。

#### 2) 各県の施設の特徴

##### ア) 山梨県

山梨県のセンターは、富士山の保全活動及び普及・啓発を行う拠点として、また情報提供戦略の中核となる施設として整備した。展示の基本テーマは、富士山ならではの自然環境と人々との関わりを紹介し、それを来館者に体感してもらい、共有・共創できる場の創出を目指している。

山梨県では、2008年(平成20年)度より「山梨県富士山総合学術調査委員会」を設け、県内の試験研究機関との連携のもと、富士山をめぐる自然と人との関わりを総合的に調査研究しており、その研究成果をセンターの展示に反映させている。

建設地は、以下の観点から、富士ビジターセンターの位置を基本とし、設置形態としては、既存施設である富士ビジターセンターの機能を活用しながら、センターとして必要な機能を実現するために新たな施設を併設する形で整備した。

- ・ 中央自動車道富士吉田線のインターチェンジや富士スバルライン入口に近接しているという交通アクセス上の利便性に優れ、東は山中湖から西は本栖湖まで、構成資産／構成要素のほぼ中心に位置している。
- ・ 国立公園利用者への便益提供施設としてのショップやレストラン、総合観光案内などを継続して活用することが可能。
- ・ 既存の展示スペースや機能の活用にあたっては、新たな展示内容との関連性、整合性を確保することで活用することが可能。

自然公園法第二種特別地域に立地する当センターは、自然環境に調和し、構成資産の浅間神社に通じる「和」の意匠を取り入れて建築設計を行った。延床面積は、約 1,500 m<sup>2</sup>であり、展示室 824.49 m<sup>2</sup>、富士山ライブラリー(図書・資料室)72.36 m<sup>2</sup>、多目的ホール 47.24 m<sup>2</sup>、会議室 52.61 m<sup>2</sup>を配置する。

また、富士ビジターセンターと統合し、富士ビジターセンターの自然展示等 470 m<sup>2</sup>、便益機能(駐車場、レストラン、ショップ)、観光案内機能、施設管理機能を一体的に運用する。

#### イ) 静岡県

静岡県のセンターは、富士山を永く「守る」、富士山の価値を楽しく「伝える」、富士山を通じて幅広く「交わる」、富士山を深く「究める」の4つの基本コンセプトを設定し、構成資産所在市町、富士山周辺市町や山梨県等との連携のもと、富士山の保存管理、調査研究及び情報提供に関する事業を幅広く展開していく。

静岡県では、日本史、美術史、文学、火山学、世界遺産学の分野で研究員を採用し、研究員は、幅広い分野における調査研究を行うとともに、その研究成果を展示や講座などに活用していくなど、センターにおいて中核的な役割を担うことが期待される。

建設地は、富士山周辺の7市町から推薦のあった9カ所の候補地から、有識者の意見を聴取しながら、構成資産からの距離が近いこと、交通アクセスが良いことなどを評価し、富士山本宮浅間大社から徒歩数分に位置する富士宮市宮町とした。

坂茂氏の設計による建物の延床面積は、約 3,400 m<sup>2</sup>であり、登拝する山(擬似登山体験)、聖なる山、美しき山などの様々な展示を通じて神聖で美しい富士山と人間が織り成す富士山の顕著な普遍的価値を体験・体感できるように来館者に伝えている。また、富士山に係る絵画や学術調査の成果を展示する企画展示室、大型スクリーンにより美しく雄大な富士山の自然や文化等を紹介する映像シアター、富士山ライブラリー、研究室等を配置している。

#### イ. 現在進めている事業連携の具体例

山梨県・静岡県のセンターが実施する事業の効果を高めるため、山梨県・静岡県のセンターで事業連携を進めている。現在進めている事業連携項目の具体例は、以下のとおりである。

##### 1) 保存管理

###### ア) 世界遺産ガイドの養成・活用

富士山の文化的価値や周辺地域の観光情報等を来訪者に提供する世界遺産ガイドについては、既に、養成講座のテキストの共同作成を行ってきた。今後も、テキストの更新を共同で行うほか、両県の世界遺産ガイドを集めた活動報告会や情報交換会を開催することで、世界遺産ガイドのスキルアップを図る。

##### 2) 情報提供

###### ア) 相互に連携した企画展の開催

富士山の顕著な普遍的価値を伝えるためにセンターで実施する展示の中で、それぞれの県で実施する調査研究成果を反映させた内容や展示手法等のアイデアを出し合うことによる共同の企画展や巡回展等を開催し、来訪者に常に新たな情報を提供する。

###### イ) 各種情報の共通データベース化

両県で実施する学術調査の成果等は、データベースに蓄積し、ホームページ等で随時参照できるよう、データベースの作成及び共通化を検討する。

###### ウ) 富士山学習プログラムの共同開発

山梨県・静岡県のセンターが共同で年齢や学習目的に応じて複数の種類の学習プログラムを用意することで、富士山を学ぶ機会の充実を図る。開発したプログラムについては、ホームページ等で広く公開することも検討する。

#### エ) 共同パンフレットの作成

山梨県・静岡県が中心となり、研究成果を活かして構成資産間の関係性が分かりやすく説明されているパンフレットを作成し、来訪者等に提供する。

### 3) 調査研究

#### ア) 情報の共有及び共同研究の実施

山梨県では、県立博物館や富士山科学研究所が中心となって、富士山について、様々な研究を行ってきた。静岡県では、センターにおいて専任の研究員が富士山に関する各種研究に取り組んでいる。

現在、山梨県・静岡県のセンターが中心となり、山梨県・静岡県をまたぐ巡礼路や御中道などについて、共同で調査研究を行っており、調査研究成果を関係機関との情報共有を図る。

#### イ) 共同シンポジウムの開催

山梨県・静岡県が共同でシンポジウムを開催することで、県域にとらわれない多様なテーマの設定が可能となり、富士山に関する理解をより深めることが出来ることが期待される。

シンポジウムでは、センターにおける調査研究活動の成果の発表や、富士山に関する時事的な話題を取り上げるなど、聴講者が興味を持ちやすいよう、テーマの設定に留意する。

### (3) 適切な公開・活用施設の機能強化

現在、山梨県・静岡県の世界遺産センターをはじめ、表 17 に示す既存の公開・活用施設においては、富士山の顕著な普遍的価値に関する展示等を行っている。

今後、両県の世界遺産センターが、顕著な普遍的価値の伝達及び保全の取り組みに関する適切な情報提供の観点から、解説内容・施設・体制について一層の充実を図るとともに、富士山の自然、歴史、文化、巡礼路の特定等を含めた総合的な調査研究の推進及び研究成果等を情報発信する拠点としての役割を強化していく。

なお、展示・解説については、富士山の顕著で普遍的な価値を、より多くの方に理解していただくため、入館者の関心や疑問点に十分応えられるような解説や、増加している外国人入館者の目線も意識した分かりやすい言葉や表現方法とするよう配慮していく。

また、静岡市は、三保松原の顕著な普遍的価値を来訪者に伝えるとともに、三保松原の保全や情報発信に携わる地域住民やボランティア団体等の活動を支える拠点機能として、2019年(平成31年)3月に静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」を建設し、開館した。

なお、これらの施設の建設・改修に当たっては、資産に対する景観上の影響も十分考慮しつつ、来訪者に対する情報発信及び便益などの機能を充足できるよう適切な位置・規模・意匠を定めることとする。

### (4) 地域住民等への普及活動

山梨県・静岡県及び関係市町村は、構成資産間の関連性を考慮した富士山の顕著な普遍的価値を総合的に理解するための講座及び研修会等を実施するとともに、関係市町村の連携の下に地域に根ざした人材として世界遺産ガイド等を養成し、地域住民及び来訪者への情報の伝達を行う。

また、日常的な情報提供の一環として、構成資産間の関係性を分かりやすく紹介したパンフレット・ガイドブック等の充実を図るほか、富士の国(ふじのくに)づくりキッズ・スタディ・プログラムや富士山学習など児童・

生徒を対象とした学校教育等と連携し、授業・講座を実施するとともに、世界遺産センターや博物館・美術館等における企画展・研究発表会等を開催する。

さらに、地域住民を対象とした社会教育活動との連携の下に、富士山の顕著な普遍的価値に関する総合的な情報提供を行う。

#### (5) 国内外からの観光客への対応

2010年(平成22年)に、関係市町村及び関係者により構成される「富士山標識関係者連絡協議会(現・富士山における適正利用推進協議会)(事務局:環境省、山梨県・静岡県)」が、「富士山における標識類総合ガイドライン」及び「富士山における標識類の統合整理計画」を策定した。現在、同協議会において、統一された意匠・形態の下に4か国語(日本語、英語、中国語、韓国語)の道標・解説板等の設置を進めており、今後ともその推進を図ることとしている。

また、多言語によるガイドブック又は富士山レンジャー等による自然環境の学習講座を通じて、登山に際してのマナー及びルールの周知を行う。さらに、来訪者の目的に応じて複数のモデルコースを設定するとともに、富士山の顕著な普遍的価値に関する情報提供及び観光客のマナー向上にも資するガイドの養成を行う。

表 17 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧

NO	名称	所在地	内容
1	山梨県立富士山世界遺産センター	富士河口湖町	富士山の環境保全の取り組みとともに、巡礼路の特定や構成資産の関連性などの調査研究を進め、企画展等を通じ、普遍的価値を普及する事業を展開している。
2	山梨県富士山科学研究所	富士吉田市	富士山の保全策の構築や富士山火山防災対策の強化への貢献、自然環境に関する情報収集とわかりやすい情報を提供することによる環境政策への支援、提言を行う。
3	ふじさんミュージアム (富士吉田市歴史民俗博物館)	富士吉田市	江戸時代に隆盛期を迎えた富士山信仰と信仰登山を支えた御師文化について、現存する資料やデジタルコンテンツにより紹介している。
4	旧外川家住宅	富士吉田市	富士山の御師をしていた外川家住宅を現地にて修復・保存し、富士吉田市の学習施設として活用している。建物の内部では、外川家の歴史及び富士山の信仰に関わる資料を展示している。
5	御師町お休み処 インフォメーションセンター	富士吉田市	富士山及び富士吉田市の魅力・価値を発信する施設。御師の街「上吉田」の歴史・文化を案内する『おし街さんぽ』ガイドツアーを実施している。
6	船津胎内フィールドセンター	富士河口湖町	富士山の成り立ち及び自然の豊かさを知るための自然博物館。富士山麓に生息する草花・動物、樹型溶岩の見本などを楽しく学べる教育環境の場として親しまれている。
7	本栖湖観光案内所・本栖歴史館	富士河口湖町	富士山、本栖湖及び本栖地区の自然・歴史に関する資料を展示している。地域を散策するための拠点施設となっている。
8	西湖コウモリ穴案内所	富士河口湖町	天然記念物に指定されている富士山麓で最大級の風穴を中心として、この周辺一帯に広がる青木ヶ原樹海の自然を体験するネイチャーガイドの拠点となっている。
9	静岡県富士山世界遺産センター	富士宮市	富士山を「深く究める」調査研究を行い、その成果を基に、企画展示やデジタルコンテンツによる展示など富士山を「永く守る」「楽しく伝える」「広く交わる」事

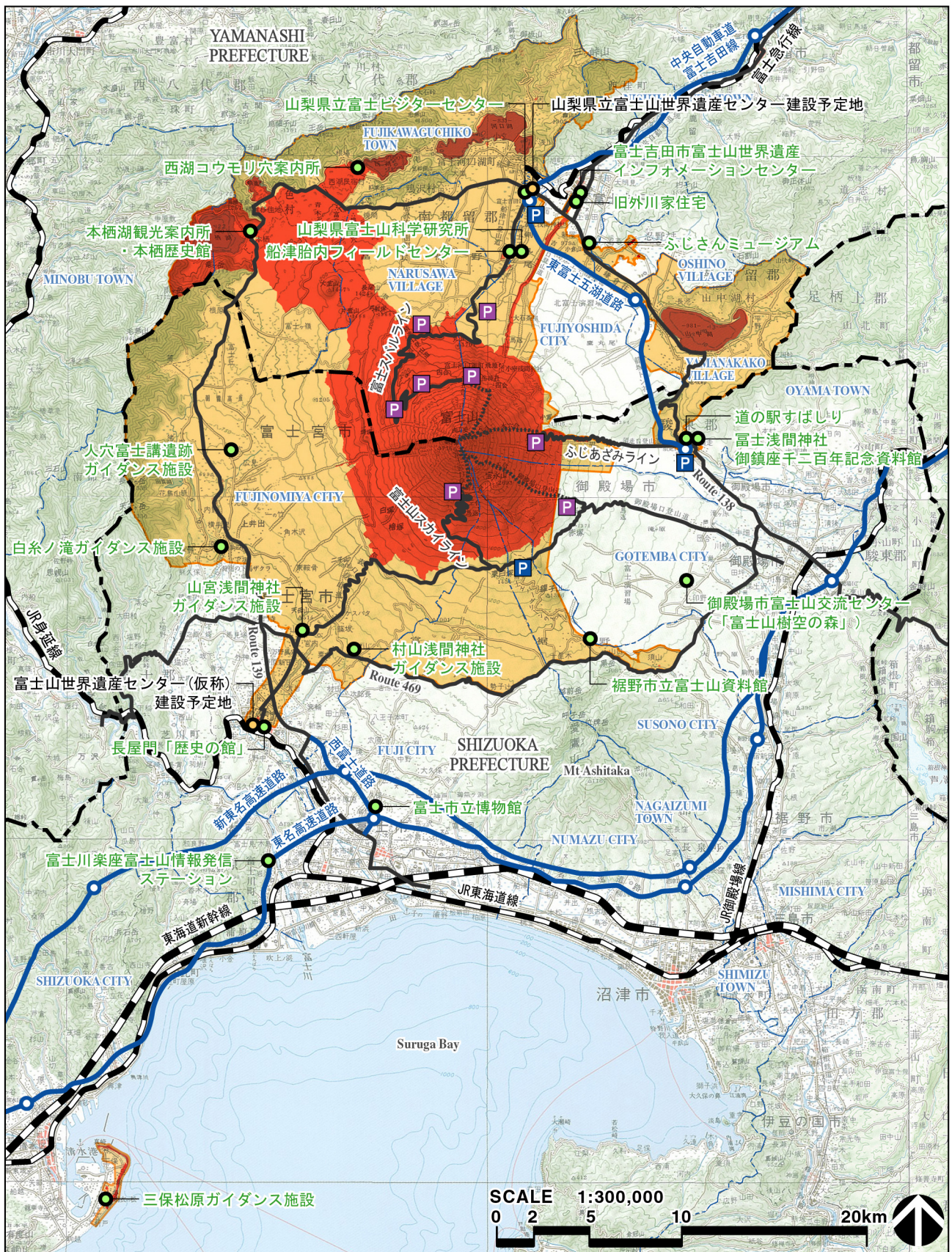


表 17 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧

NO	名称	所在地	内容
			業を幅広く展開している。
10	富士市立博物館	富士市	「富士に生きる」を主題として、富士山信仰と富士山の祭神となったかぐや姫説話を中心とする展示や富士山に関わる資料の収集・保存をはじめ、研究調査・講座を実施している。
11	裾野市立富士山資料館	裾野市	富士山の成り立ち・歴史・動植物、それにまつわる人々の生活など、富士山に関する資料を展示している。特に、須山浅間神社、須山口登山道の資産価値について情報提供を行っている。
12	御殿場市富士山交流センター （「富士山樹空の森」）	御殿場市	ビジターセンター内「富士山天空シアター」では、展示や映像で富士山の成り立ちや歴史などを学ぶことができるほか、世界文化遺産富士山に特化して制作した映像を上映するなど、富士山に関する情報発信及び地域活性の役割を担う観光拠点となっている。
13	富士浅間神社 御鎮座千二百年記念資料館	小山町	神社伝来の社宝、古文書類、富士講資料、宿坊・山室関係等の資料を収蔵・展示している。
14	道の駅すばしり	小山町	須走口登山道の起点である富士浅間神社の歴史に関する資料を常設展示しており、富士山に最も近い道の駅であるため、富士登山の基地としての役割も果たしている。
15	山宮浅間神社ガイダンス施設	富士宮市	富士山の顕著な普遍的価値、山宮浅間神社の資産価値及び構成資産間の関係性について来訪者の認知・理解を促進することを目的に、パネル等の展示を実施している。
16	村山浅間神社ガイダンス施設	富士宮市	富士山の顕著な普遍的価値、村山浅間神社の資産価値及び構成資産間の関係性について来訪者の認知・理解を促進することを目的に、パネル等の展示を実施している。
17	人穴富士講遺跡ガイダンス施設	富士宮市	富士山の顕著な普遍的価値、人穴富士講遺跡の資産価値及び構成資産間の関係性について来訪者の認知・理解を促進することを目的に、パネル等の展示を実施している。

表 17 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧

NO	名称	所在地	内容
18	白糸ノ滝ガイドンス施設	富士宮市	富士山の顕著な普遍的価値、白糸ノ滝の資産価値及び構成資産間の関係性について来訪者の認知・理解を促進することを目的に、パネル等の展示を実施するとともに、タッチパネル式の電子画面も設置している。
19	静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」	静岡市	富士山の顕著な普遍的価値、三保松原の資産価値及び構成資産間の関係性などを映像シアターや展示により紹介している。
20	富士川楽座富士山情報発信ステーション	富士市	東名高速道路富士川サービスエリアに隣接する道の駅富士川楽座に富士山情報発信ステーションを設置し、富士山の顕著な普遍的価値の伝達を目的に、富士山の無料映像上映を行っている。



凡例

- 資産範囲
- 緩衝地帯
- 県境
- - - 市町村境

既存施設

- 高速道路・自動車専用道路
- 主要国道・県道
- 鉄道
- ..... 登山道

- 公開・活用施設
- 世界遺産センター建設予定地
- P 駐車場 (シャトルバス用)
- P 駐車場

図 104 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設位置図

## 第8章 体制の整備・運営

富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくためには、第4章の「基本方針」の4において示したとおり、資産の保存管理及びその周辺環境の保全を確実に行う上での体制の整備・運営が必要である。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、体制の整備を適切に行う上での方向性を明示するとともに、その具体的な方法について示すこととする。

### 1. 方向性

資産の保存管理及びその周辺環境の保全については、関係法令等を所管する行政機関、地域住民、資産の所有者、関係団体等が相互に連携して適切に実施している。しかし、広範囲にわたる資産及びその周辺環境を世界文化遺産又はその候補として一体的に保存管理・保全し、遺漏のないものとしていくために、関係者が専門家による学術的な見地からの助言を踏まえつつ、十分に連携することのできる包括的保存管理体制を新たに構築した。

包括的保存管理体制においては、①関係法令等により保存管理を行うこと、②学術的な見地を取り入れ保存管理を行うこと、③官民協働で保存管理を行うことの3点を基本的な方向性として位置付ける。

### 2. 方法

資産及びその周辺環境の現況の把握、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る事項について関係機関が協議を行う場として、山梨県・静岡県が中心となって「富士山世界文化遺産協議会」(以下、「協議会」という。)を設置した。

また、関係法令等を所管する国の機関(文化庁・環境省・林野庁・国土交通省・防衛省)は、協議会のオブザーバーとして、協議会に対して、資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。また、併せて文化遺産の保存管理について国の機関として中心的な役割を担う文化庁は、協議会において中心的な役割を担う山梨県・静岡県及びその他の国の機関とも連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項及び世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書の準備等について、適宜連絡調整及び協議を行う。

さらに、協議会が専門家による学術的な見地からの助言を得るために、「富士山世界文化遺産学術委員会」(以下、「学術委員会」という。)を設置した。

また、協議会は資産の保存管理及びその周辺環境の保全に取り組む団体及び個人とも相互に協力を行う。以上の保存管理体制を図示したものが図 105 であり、各組織の役割については以下のとおりである。

#### (1) 包括的保存管理体制における各組織の機能

##### ア. 富士山世界文化遺産協議会

###### 1) 目的・機能

- a. 協議会は、周辺環境を含めた資産の現況の把握を行うとともに、関係法令等を所管する国の機関(文化庁・環境省・林野庁・国土交通省・防衛省)とも連携しつつ、以下の事項について協議を行う。
  - 資産の保存管理及び整備活用に関する事項
  - 資産の周辺環境の保全に関する事項

▶ 体制の整備及びその運営に関する事項

- b. 世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書等について、協議を行う。
- c. 資産の保存管理及び整備活用に取り組む団体及び個人と相互に協力を行う。

## 2)構成

資産の保存管理及びその周辺環境の保全に中心的な役割を担う山梨県・静岡県、関係法令に基づき現地において管理に当たるその他の行政機関(環境省・林野庁・国土交通省の各出先機関、関係市町村等)により構成される。

また、国の行政機関(文化庁・環境省・林野庁・国土交通省・防衛省)は、協議会における協議にオブザーバーとして助言を行う。

## 3)開催の時期

山梨県・静岡県は、定期的に協議会を開催することとし、さらに必要に応じて追加的に開催する。

# イ. 富士山世界文化遺産協議会作業部会

## 1)目的・機能

- a. 協議会による協議を円滑にするために、事前に協議事項の準備・調整を行う。
- b. 「富士山包括的保存管理計画」の実施状況を把握し、協議会に対して課題、施策の案を提示する。
- c. 関係法令等を所管する国の機関と連携して、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項について調整を行う。
- d. 世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書について、協議を行う。

## 2)構成

協議会の構成員に加えて、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に直接関係する地域住民の代表、資産所有者、現地の関係団体等を含む。

## 3)開催の時期

山梨県・静岡県は、協議会の開催前には作業部会を開催することとし、必要に応じて追加的に開催する。

# ウ. 富士山世界文化遺産学術委員会

## 1)目的・機能

協議会に対し、学術的・専門的な観点から、資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。

また、特定課題に対する詳細な検討を行うため、小委員会を設置することができる。

## 2)構成

資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関し、学術的・専門的な知見をもつ学識経験者により構成される。

## 3)開催の時期

山梨県・静岡県は、必要に応じて学術委員会を開催する。

# エ. 富士山利用者負担専門委員会

## 1)目的・機能

作業部会に対し、利用者負担制度のあり方に関し、専門的な見地から、助言を行う。

## **2)構成**

利用者負担制度のあり方に関し、専門的な知見をもつ学識経験者により構成される。

## **3)開催の時期**

山梨県・静岡県は、必要に応じて利用者負担専門委員会を開催する。

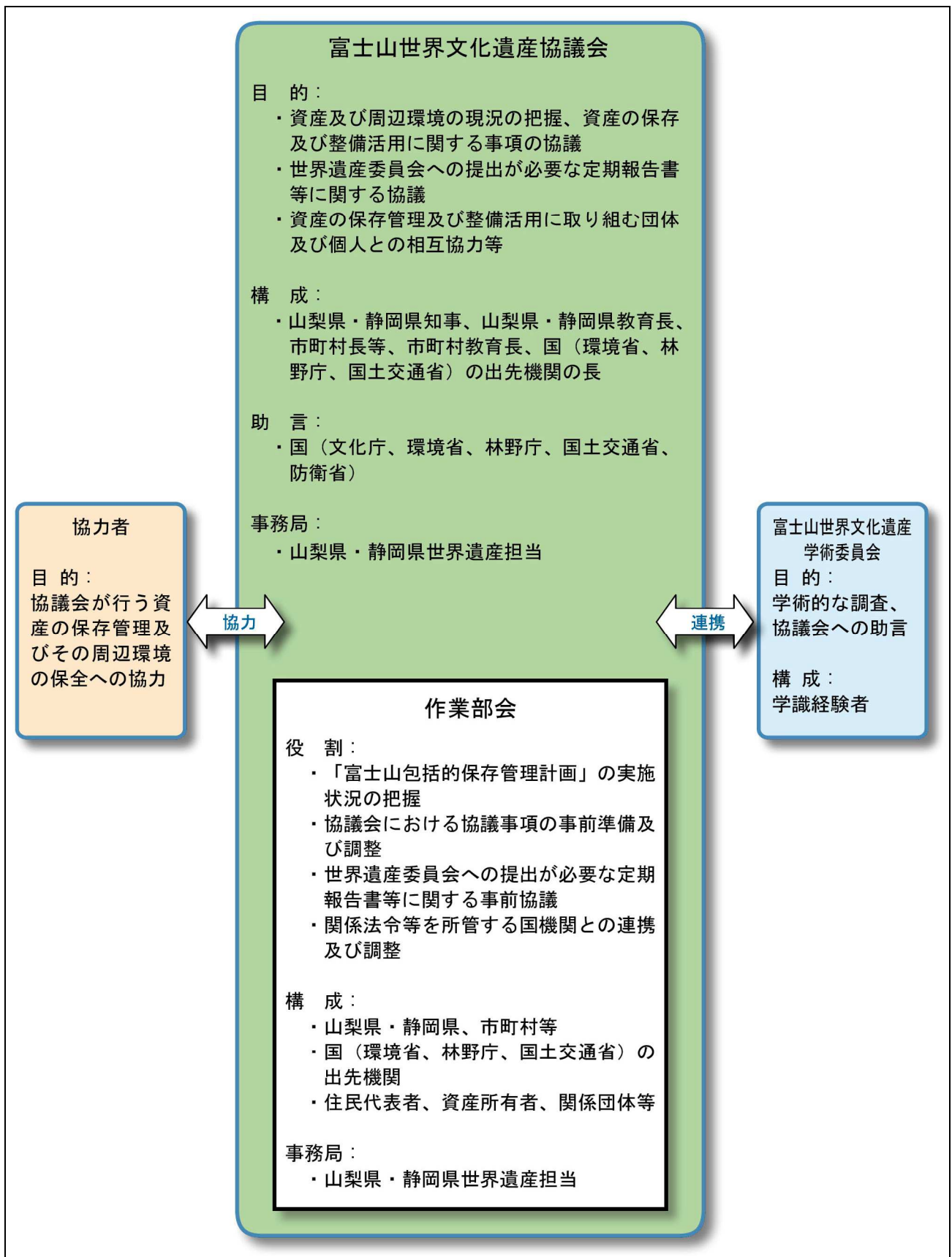


図 105 「富士山」に係る保存管理の組織体制図

## (2)各構成員の役割

協議会及び作業部会を構成する各構成員の役割並びにオブザーバーの役割については、下記に示すとおりである。

### a. 文化庁

- 文化庁は文化遺産の保護について国の機関として中心的な役割を担う官庁であることから、協議会において中心的な役割を担う山梨県・静岡県及びその他の国の機関と連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項及び世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書の準備等について、適宜連絡調整又は協議を行う。
- 環境省及び林野庁とも連携しつつ、国内外の世界文化遺産の保護に関する情報収集に努め、富士山の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。
- 文化財保護法に基づき、構成資産又はそれらに含まれる文化財の所有者又は文化財保護法に基づき指定された管理団体に対し、文化財の維持のための修理・復旧又は現状変更及び保存に影響を及ぼす行為を行う場合に、指導等を行う。

### b. 環境省

- 自然公園法に基づき、山梨県・静岡県とともに資産の文化的基盤を成す自然環境について、構成資産及びその周辺環境の所有者及び管理者等に対し、指導等を行う。
- 文化庁及び林野庁とも連携しつつ、国内外の世界自然遺産の保護に関する情報収集に努め、富士山の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。

### c. 林野庁

- 国有林野の管理経営に関する法律に基づき、自ら国有林野の適切な管理経営を行うとともに、民有林における森林整備への補助など森林の保全整備に関する施策を実施する。
- 文化庁及び環境省とも連携しつつ、国内外の世界自然遺産の保護に関する情報収集に努め、富士山の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。

### d. 国土交通省

- 大沢崩れ等の浸食防止、山腹崩壊防止を目的とする溪床対策工事を継続的に実施するほか、火山噴火に伴う土砂流出も含め、山麓域での土砂災害対策を行うなど資産の保存管理及びその周辺環境の保全に努める。

### e. 防衛省

- 演習場等の使用を通じ、山梨県・静岡県、関係市町村、長年の実績を持つ地元住民団体とともに保全管理区域の保全に努める。

### f. 山梨県・静岡県

- 国・市町村・関係団体等と連携して、資産の顕著な普遍的価値を補足する調査研究を継続的に実施し、その成果を各県の施策に反映させる。
- 所管する条例等の適切な運用を行うとともに、国・市町村・関係団体等と連携して資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関する現況及び課題の把握を行い、課題解決のために広域にわたって必要とされる施策を実施する。

### g. 市町村

- 国・県・関係団体等と連携して、資産の顕著な普遍的価値を補足する調査研究を継続的に実施し、その成果を市町村の施策に反映させる。
- 所管する条例等の適切な運用を行うとともに、山梨県・静岡県、地域住民等と連携しつつ、資産の保



存管理及びその周辺環境の保全に必要な施策を実施する。

### (3) 地域住民等との連携、住民参加の推進

資産の保存管理及びその周辺環境の保全のために、作業部会への地域住民の参加及び事業の官民協働での実施等、地域住民等との連携を図る。

2015年(平成27年)3月、山梨県及び静岡県は、官民協働の下に将来にわたり富士山の保全に関する施策を推進することができるよう、富士山の保全に関し、県民の役割や県が行う施策の基本となる事項等を定めた「世界遺産富士山基本条例」を制定した。

官民協働の下に実施している事業の一例を表18に示す。

表18 地域住民等と行政との連携による事業(その1)

主な実施事業	事業主体	実施年度
富士山地域の環境保全対策	富士山及び周辺美化推進協議会(山梨県側)	1980年～
	富士山麓環境美化推進ネットワーク(山梨県側)	2004年～
	富士山環境保全対策連絡会(静岡県側)	2005年～
	ふじさんネットワーク(静岡県側)	1999年～
富士山クリーン作戦	財団法人富士山をきれいにする会(山梨県側)	1962年～
	富士山をいつまでも美しくする会(静岡県側)	1980年～

また、富士山周辺森林においては、NPO法人又は企業・団体等により、表19に示すような森林整備活動等が自主的に行われており、林野庁及び山梨県・静岡県もこれらの活動を支援している。

表19 地域住民等と行政との連携による事業(その2)

事業主体	名称	実施年度
NPO法人 企業・団体等	富士山クラブ西臼塚ふれあいの森	2000年～
	ドングリの会森づくり活動	2001年～
	東富士湧水涵養の森づくり活動	2001年～
	富士山自然の森	1998年～
	富士山の森再生プロジェクト	2007年～
	富士山の森復元活動	2003年～
	ゼファーの森	2001年～
	ブナ林創造事業	2002年～
	富士山麓ブナ林創造事業	2006年～
	富士山の森づくり	2007年～
	県民森づくり大作戦	2000年～
	しずおか未来の森サポーター制度	2006年～

さらに、地域住民による資産の保存管理を確実なものとするためには、地域住民が資産の顕著な普遍的

価値に関する理解を深め、自然環境を含めた保全に対する意識をより一層醸成する必要がある。そのため、山梨県・静岡県及び関係市町村では、表 20 に示す地域住民参加型の講演会、研修会などの各種事業を主催している。

表 20 地域住民が参加する主な事業

事業主体	主な実施事業	実施年度
山梨県・静岡県	富士山世界文化遺産出前講座	2006 年～
山梨県	山梨県富士山総合学術調査研究委員会公開報告会	2009 年～
山梨県	世界遺産富士山講座	2016 年～
山梨県	富士山世界遺産センター教育プログラム	2016 年～
静岡県	「世界遺産」県民講座	2016 年～
市町村	富士山学習会	2003 年～
市町村	博物館歴史講座	2009 年～

## 第9章 行動計画の策定・実施

富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくためには、第4章の「基本方針」の5において示したとおり、本計画に示した保存管理・保全のための事業を行動計画として策定・実施することが必要である。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、第5章～第8章において示した資産の保存管理、緩衝地帯・保全管理区域の保全に係る諸事業を行動計画として策定・実施していく上での方向性を明示するとともに、その具体的な方法について示すこととする。方法については、事業の実施主体・概要・工程を示す。また、事業の工程については、短期(3年以内を実施する内容)、中期(概ね5年以内を実施する予定の内容)、長期(概ね5年を越えて実施する見込みの内容)と区分する。

なお、ここで示す行動計画については、毎年、進捗状況を把握し、原則として5年ごと(長期区分の2年目)に見直しを図るものとする。

### 1. 方向性

#### (1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止

①開発・都市基盤施設の整備、②環境変化、③自然災害、④来訪者及び観光、の4つの観点から、資産及び周辺環境に対する負の影響が想定される場合には予防の方策、負の影響が明確である場合には軽減・防止の方策について検討を行い、実施する。

#### (2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備

神社の社殿をはじめとする建造物、風穴・溶岩樹型等の各構成資産・構成要素のうち、劣化したものについては、完全性・真実性の維持の観点から適正な修復・整備を行う。また、2つの展望地点の適切な修復・整備を行うとともに、そこからの良好な展望景観の維持及び向上のための修景を行う。

#### (3) 資産の公開・活用の推進

地域住民が資産の顕著な普遍的価値を正確に理解し、来訪者に対して積極的に発信していくために、調査研究を推進するとともに、案内板等の公開・活用の施設の整備を進め、ガイドブックの作成、学習会の開催等の取り組みを進める。

### 2. 方法

#### (1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止

##### ア. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応

##### 1) 事業実施の方向性

山麓には都市的な区域が所在しており、地域住民の生活・生業の利便性をも十分考慮しつつ、資産に対する都市開発の負の影響について慎重に観察する必要がある。資産に対する負の影響を予防・軽減・防止するため、関係機関は行政手続の充実を図るとともに、良好な景観の形成を進める。

## 2)各実施事業の概要

### ア)市町村景観計画の支援

#### ○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町村

#### ○ 概要

すべての関係市町村は、2014(平成 26)年までに景観行政団体へ移行済みである。また、2016(平成 28)年までにすべての関係市町村で景観計画を策定している。

山梨県・静岡県は、景観講習会の開催及びアドバイザーの派遣を実施するとともに、富士山地域景観協議会・三県(山梨県・静岡県・神奈川県)サミットにおける景観改善の取り組みや先行事例の紹介などを行うことにより、景観行政団体である市町村の景観計画の見直しを支援している。

#### ○ 景観計画の適用状況

	景観法に基づく 景観計画の名称	景観行政団体への 移行	景観計画施行
山梨県	富士吉田市景観計画	2013(H25)年 10 月	2016(H28)年4月
	身延町景観計画	2011(H23)年 4 月	2013(H25)年 9 月
	西桂町景観計画	2011(H23)年 11 月	2014(H26)年 4 月 (2015(H27)年7月改定)
	忍野村景観計画	2006(H18)年 12 月	2011(H23)年 10 月 (2015(H27)年8月改定)
	山中湖村景観計画	2007(H19)年 12 月	2010(H22)年 8 月 (2015(H27)年 12 月改定)
	鳴沢村景観計画	2011(H23)年 12 月	2015(H27)年 10 月
	富士河口湖町景観計画	2005(H17)年 9 月	2013(H25)年 4 月 (2015(H27)年7月改定)
静岡県	富士宮市景観計画	2007(H19)年 8 月	2010(H22)年 1 月 (2016(H28)年 4 月改定)
	富士市景観計画	2005(H17)年 6 月	2009(H21)年 10 月 (2015(H27)年5月改定)
	静岡市景観計画	—	2008(H20)年 10 月 (2020(R2)年 2 月改定予定)
	御殿場市景観計画	2012(H24)年 3 月	2014(H26)年 4 月
	裾野市景観計画	2010(H22)年 5 月	2013(H25)年 4 月
	小山町景観計画	2014(H26)年 7 月	2016(H28)年 4 月

## イ) 景観保全に関する条例の施行

### ○ 実施主体

山梨県

### ○ 概要

山梨県は、2016(平成 28)年 6 月から、構成資産内又は緩衝地帯内において、一定規模以上の建築物・工作物の新築・増築等の事業を行おうとする事業者に対し、事業のできるだけ早い段階で事業の実施による景観への影響の予測・評価を行い、その結果に対する山梨県知事の意見を勘案しつつ事業計画を策定する手続を求める条例を施行している。景観への影響の予測・評価及び事業計画に対する評価を行うに当たっては、客観性を確保するため、世界遺産・景観分野等の専門知識を有する学識経験者から意見を聴取している。

なお、2013 年(平成 25 年)イコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)において、厳格な開発制御が必要とされた富士五湖の湖岸の区域において実施される建築物の新築及び増築の事業については、現行の景観保全制度上許容される範囲内の事業であっても手続の対象とする。

### ○ 工程 (旧)

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
制度の検討・運用		＜制度の検討＞ →		＜制度の運用＞ →		→

### ○ 工程 (新)

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
制度の制定・運用	→					→

## ウ) 大規模太陽光発電設備等への対応

### ○ 実施主体

山梨県、富士宮市

### ○ 概要

富士宮市は、富士山の景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー源の利用との調和を図るため、「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備事業との調和に関する条例」を制定し、市内において対象となる再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、市長への届出と同意申請を義務化する制度を構築している。また、同意を得ずに事業に着手した者等に対し、必要な措置を構わずよう勧告するとともに、正当な理由なく勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所並びに勧告の内容を公

表することとしている。このほか、地域を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれている区域などを抑制区域として定め、その区域内においては設置に同意しないこととするなど、景観保全のための取組を推進している。

山梨県では、2015年(平成27年)11月に、事業用の太陽光発電施設の立地に当たり、計画段階において検討すべき事項として、災害の防止、景観との調和、自然環境の保全、近隣住民との合意形成を示し、適正な導入を図るため、「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」を策定した。2017年(平成29年)3月には、富士山景観配慮地区(構成資産内及び緩衝地帯内)を優れた自然環境や美しい景観を保全するため、「立地を避けるべきエリア」として指定している。

また、山梨県は、市町村と連携・協力し連絡会議を設置し、問題が生じている又は問題が生じるおそれがある施設に関する情報を共有し、指導方法を検討するなど、事業者への合同指導に取り組んでいる。

#### ○工程(旧)

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
制度の制定・運用			条例制定 ●		制度の運用	

#### ○工程(新)

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
制度の運用						

### エ)富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における修景整備

#### ○実施主体

山梨県・静岡県、市町村

#### ○概要

富士山眺望の良好な景観を形成するため、構成資産及びその周辺において、山梨県・静岡県、市町村が連携して建築物や屋外広告物等の改善・修景を進めている。

山梨県は、2018(平成30)年までに「景観保全型広告規制地区」を9地区指定するとともに、「屋外広告物ガイドライン」を策定し、富士山北麓地域の景観改善を促進している。また、住民及び市町村の実施する修景事業に対する補助も行っている。

静岡県は、2012(平成24)年に富士山周辺景観形成保全行動計画を策定し、市町と連携して富士山周辺地域の良好な広域景観形成を図っている。2018(平成30)年には、取組効果の評価及び工程表の見直しを行った。また、静岡県屋外広告物条例施行規則を改正し、2013

(平成 25) 年 10 月から野立て案内図板の許可基準を強化するとともに、違反屋外広告物の是正指導を推進している。各市においては、独自の屋外広告物条例を制定して、地域特性に応じた屋外広告物の規制・誘導を図っている。その他、公共事業における景観形成の指針である「ふじのくに色彩・デザイン指針」に基づき、周辺の景観に配慮した公共施設整備を進めている。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
屋外広告物許可基準の強化・是正指導	<是正指導・修景事業への補助等> ●野立て案内図板の許可基準強化 ●景観保全型広告規制地区の指定					
景観形成の運用・指針運用	<運用徹底・修景>					
富士山周辺景観形成保全行動計画	●H25.3月策定済					
ふじのくに色彩・デザイン指針	●H23.12月策定済					
山梨県屋外広告物ガイドライン	●H26.10月策定済					

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
屋外広告物許可基準の強化・違反広告物の是正指導	<是正指導・修景事業への補助等> ●H30.9～自転車競技ロードレースコース沿線(御殿場市、裾野市、小山町) ●景観保全型広告規制地区の指定拡大					
景観形成の運用・指針運用	<運用徹底・修景>					
富士山周辺景観形成保全行動計画	●H31.3月取組効果の評価、工程表見直し					
ふじのくに色彩・デザイン指針	●H30.12月運用改定					
山梨県屋外広告物ガイドライン	●H31.4月改定 運用					

オ)富士山周辺地域の道路の無電柱化

○ 実施主体

国土交通省、山梨県・静岡県、市町村

○ 概要

山梨県・静岡県及び関係市町村は、富士山の良好な展望景観を保全するため、電線類の地中化を推進している。

山梨県は、富士山の展望を阻害している電柱や電線をなくすため、富士北麓地域では世界遺産にふさわしい景観づくりを目的として、2013(平成 25)年度から 2018(平成 30)年度の6年間で 12.4kmの整備目標を掲げ、2018(平成 30)年度までに目標を上回る 16.5kmの整備を行った。

静岡県は、富士山周辺地域における良好な景観形成のための無電柱化の推進に向け、関係者間での検討・調整を図る場として設置した「富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会」を活用し、県道三保駒越線、白糸ノ滝周辺地区等、富士山周辺市町における無電柱化の取り組みを推進している。

○ 工程 (旧)

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
富士北麓地域の無電柱化の推進 ・国道139号 ・富士河口湖富士線 ・船津小海線	→					
富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会	← <調査・検討・協議> →					
白糸ノ滝周辺地区の無電柱化	→					
取組方針の検討	→					
設計・工事等				詳細設計	工事	
県道三保駒越線の無電柱化	→					
取組方針の検討	→					
設計・工事等				道路上空の横断架空線撤去		
				道路4車線化に併せた無電柱化		
次期静岡県無電柱化推進計画に基づく無電柱化の推進				検討・調整	計画策定	富士山周辺市町の無電柱化推進



○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士北麓地域の無電柱化 ・国道139号 ・富士河口湖富士線 ・梨ヶ原中通線	→					
山梨県無電柱化推進計画に基づく無電柱化の推進	検討・調整 ● H31.1 計画策定	富士山周辺市町の無電柱化推進 →				
富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会	調査・検討・協議 →					
白糸ノ滝周辺地区の無電柱化	●H30.12 県道富士富士宮線 400mの無電柱化完了					
県道三保駒越線の無電柱化	道路4車線化に併せた無電柱化 →					
静岡県無電柱化推進計画に基づく無電柱化の推進	調整 →	● H31.4 計画策定	富士山周辺市町の無電柱化推進 →			

イ. 自然環境の変化への対応

1) 事業実施の方向性

資産に影響を与える環境変化として想定される大気汚染・温暖化・生態系の変化について、関係機関は、各要因に基づく経過観察を行うとともに、想定される資産への影響の予防・軽減・防止の方策を実施する。

2) 各実施事業の概要

ア) 大気汚染への対応

○ 実施主体

山梨県・静岡県

○ 概要

山梨県及び静岡県は、富士山周辺地域における大気汚染物質の常時監視等を実施するとともに、ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設等の立入検査により排出基準等の遵守を指導している。今後も、大気汚染物質の常時監視を継続するとともに、事業場等の立入検査による法令遵守の指導を引き続き行い、富士山周辺地域の大気環境の保全に取り組んでいく。

○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
大気汚染常時監視	＜常時監視と結果の評価を毎年実施＞					
光化学オキシダント緊急時対策	＜高濃度観測時に緊急時対策を実施＞					
ばい煙施設等の立入検査等	＜年間計画に基づき立入検査を実施＞					
湿性大気汚染調査（静岡県）						

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
大気汚染常時監視	＜常時監視と結果の評価を毎年実施＞					
光化学オキシダント緊急時対策	＜高濃度観測時に緊急時対策を実施＞					
ばい煙施設等の立入検査等	＜年間計画に基づき立入検査を実施＞					

イ) 温暖化への対応

○ 実施主体

林野庁、山梨県、市町村、森林組合・森林所有者等

○ 概要

林野庁、山梨県、市町村等は、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵する地球温暖化防止機能を含む森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、間伐等の森林整備を実施している。

山梨県では、手入れが行き届かず荒廃が進んでいる民有林を整備するための財源として、平成 24 年度から森林環境税を導入し、荒廃森林の再生等の取り組みを行っている。

また、平成 31 年 4 月に施行された森林経営管理法に基づく新たな森林経営管理制度では、国の森林環境譲与税等を活用して、市町村が森林所有者に代わって森林の管理等を行っていく。

山梨県では、これらの制度を活用した森林整備を着実に進めていくこととしている。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
間伐等の森林整備事業 の実施	●H24.4月 森林環境税導入 →					

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
間伐等の森林整備事業 の実施	→					

ウ) 生物多様性への対応

① 草原環境の変化への対応

○ 実施主体

国、山梨県・静岡県、市町村、民間団体・ボランティア

○ 概要

国、山梨県・静岡県及び市町村は、民間団体・ボランティアとも協働しながら、富士山麓の景観を特徴づけている草原環境の維持を目的のため、ボランティア活動による適切な管理を推進している。また、自然環境保全パトロールやオフロード車等乗り入れ防止の監視パトロールを実施するとともに、経年変化を把握するモニタリング調査も実施している。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
ボランティアと協働による草 原性植生の保全管理	→					
モニタリング調査						●評価・見直し
自然環境保全パトロー ル	→					
オフロード車等乗入れ防 止パトロール	→					

○ 工程(新)

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
ボランティアと協働による草 原性植生の保全管理	→					
モニタリング調査		→			●評価・見直し	
自然環境保全パトロー ル	→					
オフロード車等乗入れ防 止パトロール	→					

②野生生物による食害への対応

○ 実施主体

林野庁、山梨県・静岡県、市町村、一部事務組合

○ 概要

生息数が過多となっているニホンジカへの対策として、静岡森林管理署(林野庁)、山梨県・静岡県及び市町村等は、ニホンジカの被害防止目的の捕獲や管理捕獲による個体数調整を進めているほか、立木等の周囲に柵を設置するなどの被害防止対策を実施している。

また、富士山周辺のニホンジカ生息実態調査を実施し、個体数の把握に努めるとともに、ニホンジカが自然植生へ与える影響を評価するための調査の実施について検討を進めている。

○ 工程(旧)

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
生息状況調査	→			画 定 次 の 鳥 期 策 第 一 管 理 種 計 特	.....	→
食害状況調査	→				.....	→
管理捕獲	→				.....	→

○ 工程(新)

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)以降
生息密度調査	→			画 定 次 の 鳥 期 策 第 二 管 理 種 計 特	→	
植生影響調査	→				→	
管理捕獲	→				→	

### ③外来生物の侵入への対応

#### ○ 実施主体

国、山梨県・静岡県、市町村、民間団体・ボランティア

#### ○ 概要

国、山梨県・静岡県、市町村は、ボランティアとも協働しながら、外来生物を含む植生調査及び外来生物除去活動を実施し、富士山麓の生物多様性保全を推進している。

#### ○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
外来生物の生態、生育地特性等に関する研究	→					
外来生物の調査、データベースの構築・更新				●生息状況 DB 構築		→
防除の実施	→			●除去方針策定(優先種等)		

#### ○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
外来生物の生態、生育地特性等に関する研究	→					
五合目以上植生モニタリング調査			→	●4年に1度実施(次回 R6 予定)		→
外来生物の調査、データベースの構築・更新	→			●生息状況 DB 構築		
防除の実施	→			●R2～指導講習会実施 ●除去方針策定(優先種等)		

### ウ. 自然災害への対応

#### 1) 事業実施の方向性

来訪者及び住民の生命及び財産を保護するとともに資産を保全するため、関係機関は、防災計画等の策定、訓練の実施、災害防止のための施設等の設置、災害に関する調査研究等を進める。

#### 2) 各実施事業の概要

##### ア) 災害対策(全般)

#### ①安全確保対応マニュアルの運用及び避難確保計画の策定

#### ○ 実施主体

市町村

○ 概要

市町村は、災害時等における構成資産および構成要素への来訪者の安全確保を図るため、構成資産来訪者の安全確保対応マニュアルを作成し、運用している。マニュアルにおいては、火災・噴火等の災害別に、災害発生時等に来訪者が取るべき行動について、災害発生前の対応事項及び災害発生時の情報伝達・避難誘導等の対応事項を定めている。また、住民・来訪者の安全が確認でき次第、構成資産の確認を行い、被害状況を報告する体制を整備している。

なお、構成資産の一部においては、市町村により活動火山対策特別措置法に基づく避難促進施設が指定される見込みであり、火山現象の発生時における来訪者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため避難確保計画を策定することとしている。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期	
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降	
安全確保マニュアルの作成・運用		→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
安全確保対応マニュアルの運用	→					
避難確保計画の策定	→					
	施設指定、計画策定支援、計画策定・運用					

②災害時等における応急活動

○ 実施主体

富士スバルライン自主防災協議会(スバルライン五合目関係諸団体によって構成)

○ 概要

富士スバルライン自主防災協議会は、富士山の噴火警報が発せられた場合や噴火が発生した場合、また、大地震や雪崩、集中豪雨などが発生し、富士スバルラインが通行できなくなった場合に、富士スバルライン五合目周辺、吉田口登山道及び下山道などの来訪者を可能な限り安全に避難誘導することを目的とし活動している。2014年(平成26年)9月の御嶽山の突発的な噴火を踏まえ、来訪者への緊急情報の伝達、避難誘導、傷病者の搬送・応急処置だけでなく、噴火情報の伝達、溶岩流からの避難ルート伝達についても迅速に行えるよう、災害時における役割分担の見直しや通信手段など応急活動に必要な資機材の整備等に取り組んでいる。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
防災訓練の実施、研修会の開催	●H24 協議会設立 防災訓練の実施、研修会の開催					
役割分担の見直し、必要な資機材の整備		→				

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
防災訓練及び防災情報の伝達訓練の実施	→					
必要な資機材の検討・整備			→			

イ) 噴火対策

① 富士山火山防災対策に係る体制整備・計画策定

○ 実施主体

山梨県・静岡県・神奈川県、市町村、国、防災関係機関等

○ 概要

山梨県・静岡県・神奈川県は2009(平成21)年10月に「富士山火山防災対策に関する協定」を締結し、2012(平成24)年6月には関係市町村、火山専門家、国、防災関係機関を加え、「富士山火山防災対策協議会」を設立し、富士山火山防災対策を実施している。

富士山火山防災対策協議会は、2014(平成26)年2月に、避難が必要な範囲、避難対象者数及び避難先、段階別の避難等、避難の基本的な考え方を示した「富士山火山広域避難計画」を公表し、2015(平成27)年3月には、情報伝達方法、広域避難の確保、交通規制など住民等が広域避難を円滑に実施するための対策について整理し、計画の充実を行った。

また、2014(平成26)年10月には、三県合同の富士山火山防災訓練を実施し、富士山噴火時の対処手順や連携を確認したほか、2015(平成27)年7月には山小屋組合等と連携した登山者への安全対策訓練を実施し、2016(平成28)年には、突発的な噴火に際して登山者や観光客の避難行動や支援の目安とするため、緊急的な避難を含めた避難方向を示した避難ルートマップを作成した。

2018(平成30)年以降、富士山火山防災対策協議会の作業部会の中に検討委員会を設置し、想定火口範囲や溶岩流の噴出量の見直しなど、これまでに明らかになった科学的知見を踏まえ、2020(令和2)年度中のハザードマップの改定に向けた作業を進めている。

る。

○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
災害対策山静神連絡会議	→					
富士山火山防災対策協議会	→					
避難計画	●策定 →	<見直し>				→
交通対策・降灰対策等	→					
訓練	<計画検討>			<訓練・訓練による計画の検証>		
	三県合同訓練の実施			登山者安全対策訓練の実施		
登山者火山安全対策	先進地事例調査 →			安全対策調査 →		安全対策の検討・実施 →

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
災害対策山静神連絡会議	→					
富士山火山防災対策協議会（ハザードマップ・広域避難計画）	→			改定	運用	→
交通対策・降灰対策等	→ ●			<国の大規模降灰 WG> <国の大規模降灰 WGを受けた対策検討>		
訓練	<各県・市町村による訓練の継続>				<広域避難計画の改定を踏まえた（三県合同）訓練>	
登山者安全対策	<安全対策の検討・実施>					



## ②富士山火山噴火緊急減災対策の実施

### ○ 実施主体

国土交通省、山梨県・静岡県

### ○ 概要

国、山梨県及び静岡県は、富士山火山噴火に対し、広域避難計画を支援し、山麓住民等の生命を守るとともにインフラ・ライフライン等に対して噴火に伴う土砂移動現象による被害をできる限り軽減するため、2018（平成30）年3月に「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定した。

噴火への対応は、平常時から計画的に砂防施設や監視カメラなどを整備する「基本対策」と、噴火時に迅速な対策を実施するための資機材備蓄や噴火状況把握などの被害軽減（減災）に取り組む「緊急対策」の2つを組み合わせ、2018（平成30）年度から実施している。

### ○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画（基本編）の策定	→					
富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画（対策編）の策定	→					
富士山監視カメラの整備及び情報の共有化	→					

### ○ 工程（新）

区分	短期（実施済）			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山火山噴火対策基本対策（ハード・ソフト）の整備	→					
富士山火山噴火対策緊急対策（ハード・ソフト）の整備	→					

## ③火山噴火に係る登山者の安全対策

### ○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町村

### ○ 概要

活動火山対策特別措置法に基づき、2012（平成24）年に、山梨県・静岡県、富士吉田市、都留市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町及び小山町が共同で、富士山火山防災対策協議会を設置した。

また、富士山火山防災対策協議会山梨県コアグループ担当者会議において、活動火山

対策特別措置法に義務づけられている、避難確保計画の作成について、県内関係団体が連携して協議を行っている。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
先進事例調査・安全対策調査		→				
安全対策の検討・対策		→				

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山噴火時における避難行動要支援者の避難計画策定に向けた事前検討会	→			→ 避難確保計画策定		
富士山火山防災対策協議会 山梨県コアグループ会議に おける火山防災研修会	→					

④火山噴火に関する調査研究・研究成果に基づく情報発信

○ 実施主体

山梨県

○ 概要

噴火時観測手法の確立のための低周波地震動などの常時火山活動観測と地下水観測による噴火予知手法の開発及び富士山の火山活動（噴火史）の解明に関する調査研究を実施する。これらの研究成果は噴火シナリオの構築に活用し、噴火シナリオを基として火山災害を軽減するための溶岩流・火砕流の流下シミュレーションによる到達予想手法や降灰シミュレーションによる降灰量予想手法の確立を行う。

また、調査研究の成果を基として、火山防災情報の発信拠点としての情報発信の仕組みの構築および拡充を行うほか、災害知識の普及・啓発として防災教育のための仕組みについて検討する。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
火山活動（噴火史）の解明		→		→		
火山活動観測と噴火時と噴火時観測手法の確立	→					

火山災害軽減のための 予測手法の確立		→			
防災教育の実施	→				→

○ 工程（新）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
火山活動(噴火史)の解明		→			→	
火山活動観測と噴火時と噴火時観測手法の確立	→					→
火山災害軽減のための 予測手法の確立		→				
防災教育の実施	→					→

ウ) 土砂災害・落石対策

① 砂防施設の整備

○ 実施主体

国土交通省、山梨県・静岡県

○ 概要

富士山の西斜面において崩落が継続している大沢崩れなど溪流源頭部においては、国土交通省が中心となり、浸食防止及び山腹崩壊防止を目的とした溪床対策工を実施している。

また、山梨県・静岡県内の危険箇所においては、土石流など山地に起因する災害の防止を目的とした適所に砂防堰堤・沈砂地を整備するなど、土砂崩壊及び下流域への土砂流出に対する防止対策を実施している。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
土砂崩壊に伴う土石流災害を防止する施設の整備推進	→					→

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
土砂崩壊に伴う土石流災害を防止する施設の整備推進	→					→

## ②土砂流出防備保安林等の管理・保全

### ○ 実施主体

林野庁、山梨県・静岡県

### ○ 概要

近年の集中豪雨等に起因する災害から、県民の生命・財産を保全する土砂流出防備保安林等において森林整備を実施している。

### ○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
土砂流出防備保安林等の適切な管理	—————→					

### ○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
<u>土砂流出防備保安林等の管理・保全</u>	—————→					

## エ)地震対策

### ①静岡県地域防災計画の点検・修正

#### ○ 実施主体

静岡県

#### ○ 概要

静岡県は、2011(平成 23)年度に「ふじのくに危機管理計画」の策定に伴って、地域防災計画の見直しを行い、富士山火山対策については「火山対策の巻(Ⅱ)」として再編集した。平成 26 年度に富士山火山防災対策協議会が策定した富士山火山広域避難計画を踏まえて、噴火の態様・レベル別の避難方法に係る修正を実施している。

適宜、地域防災計画の点検及び修正等の見直しを行うことで、火山現象に伴う被害などの想定、災害予防計画(平常時対策)、災害応急対策計画を整備し、迅速な災害対応により火山現象に伴う被害の軽減を図る。

#### ○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
県地域防災計画の点検・修正	—————→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
県地域防災計画の点検・修正	—————→					

才)風水害対策

①河川整備の実施

○ 実施主体

山梨県・静岡県

○ 概要

山梨県・静岡県は、流下能力の向上を目的とした河川改修を実施し浸水被害の軽減に努めている。また、本格的な河川改修事業が実施されるまでの間は、当面の緊急対策として、部分的に河床に堆積した土砂の浚渫や堤防の高さが不足している箇所の嵩上げ等を実施することにより浸水被害の軽減に努める。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
桂川の河川整備						
調査・測量・事業計画作成	—————→					
実施設計・用地調査等				—————→		
用地補償・工事					—————→	
新名庄川の河川事業						
浸水被害軽減対策の検討	—————→					
部分的な河川浚渫や堤防の嵩上げ等			—————→			

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
桂川の河川整備						
実施設計・用地調査等						
・忍野1工区	—————→					
用地補償・工事						
・富士吉田工区	—————→					
・忍野1工区				—————→		

新名庄川の河川事業					
浸水被害軽減対策の検討	→				
部分的な河川浚渫や堤防の嵩上げ	→				

②東富士演習場周辺の河幅拡大・砂防施設整備・土地改良事業の実施

○ 実施主体

静岡県

○ 概要

静岡県は、東富士演習場の荒廃に伴う流出量の増加による浸水被害への対策として一級河川用沢川の河川改修を行うとともに、土砂災害を防止する床固工や護岸工などの砂防施設の整備を進めている。また、演習場使用に起因して発生する洪水・土砂流防・保水力低下等の障害を防止するため、治山治水ダムや土地改良施設の整備等を行っている。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
東富士演習場周辺の河幅拡大の実施	→					
東富士演習場周辺の砂防施設の整備	→					
東富士演習場周辺の土地改良事業等	→					

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
東富士演習場周辺の河幅拡大の実施	→					
東富士演習場周辺の砂防施設の整備	→					
東富士演習場周辺の土地改良事業等	→					

カ)山火事対策

①森林被害の予防啓発及び山火事予防運動の推進

○ 実施主体

林野庁、山梨県・静岡県

○ 概要

山火事発生件数の多い2～3月を山火事予防運動期間と定めて、市町、消防組合、森林組合等の関係機関に対する山火事予防運動への協力要請や周知啓発のための広報等を実施している。

○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
山火事予防対策の実施	→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	<u>2018</u> (H30)	<u>2019</u> (R1)	<u>2020</u> (R2)	<u>2021</u> (R3)	<u>2022</u> (R4)	<u>2023(R5)以降</u>
<u>山火事予防パトロール</u>	→					
<u>広報</u>	→					
<u>普及啓発物品の作成・配布</u>	→					

②森林保全巡視の実施

○ 実施主体

林野庁、山梨県、市町村、森林組合・森林所有者等

○ 概要

林野火災等の森林被害が発生する恐れのある地域の森林を中心に巡視活動を行い森林被害の未然防止に努めている。

また、森林保全巡視員を選任し、林野火災の予防のための火気の手配の指導、火災、風水害、野生鳥獣被害その他の災害の早期発見と報告等の巡視活動を実施してきたが、巡視活動の担い手を確保・育成しつつ、事業効果を高い水準で確保していくため、2015(平成 27)年度以降、従来の森林保全巡視員に替えて森林保全推進員及び森林保全巡視指導員を配置し、巡視活動に加えて、森林被害の実態把握や森林汚染等の監視を実施し、より正確な被害情報等の把握に努めるとともに、被害対策や普及啓発等の強化を図る。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
森林保全巡視活動の実施	—————→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
森林保全巡視活動の実施	—————→					

③野焼きの延焼防止

○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町村等

○ 概要

野焼きを実施する場所が所在する市町村では、それぞれが火入れに関する条例を制定し、作業中止の判断基準や火入れ作業に従事する者の配置・役割などの実施体制、防火帯の設置等を定め、延焼防止の対策を講じている。今後も、作業指導要綱や安全対策マニュアルに基づき、周囲への延焼を防止していく。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
野焼き延焼防止対策	—————→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
野焼き延焼防止対策	—————→					



## エ. 来訪者及び観光による影響への対応

### 1) 事業実施の方向性

富士山における来訪者管理の基本的な考え方・方向性を関係者間において共通理解とし、特に、夏季を中心に来訪する登山客の安全対策、混雑緩和のための対策及びごみ・し尿の対策を適切に実施するほか、来訪者への適切なマナー及びルールへの周知若しくは保護意識の高揚により、資産への影響及び負荷を極力軽減することとする。

### 2) 各実施事業の概要

#### ア) 富士山における来訪者管理

##### ①「望ましい富士登山の在り方」の実現に向けて

##### ○ 実施主体

文化庁・環境省、山梨県・静岡県

##### ○ 概要

2014(平成 26)年に富士山世界文化遺産協議会が策定した来訪者管理戦略では、来訪者管理の目標として「望ましい富士登山の在り方」を定め、その実現のために、山梨県及び静岡県が中心となり、文化庁及び環境省と情報共有を図りながら、2015(平成 27)年から2017(平成 29)年までの3ヶ年かけて、上方の登山道の収容力を中心とした調査研究を実施した。上記の調査研究結果を踏まえ、2018(平成 30)年に世界文化遺産協議会は、「望ましい富士登山の在り方」の3つの視点ごとに、合計 11 項目の指標及びその目標水準を設定した。

今後は、①登山の文化的伝統の継承、②展望景観の維持、③登山の安全性と快適性の確保の観点から定めた施策及び指標の評価・見直しを行い、来訪者管理の前進・改善を図る。

##### ○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
収容力の調査研究		●来訪者管理の仕組みの決定	<調査研究>			●世界文化遺産協議会における指標の設定 (2018(H30)年7月まで)

##### ○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
登山者の平準化や安全確保のための情報提供等の実施	<毎年評価・見直し>					
指標・水準の見直し (概ね5年ごと)		●				

## ②著しい混雑の解消(平準化)

### ○ 実施主体

文化庁・環境省、山梨県・静岡県、市町村

### ○ 概要

来訪者管理戦略では、複数ある指標の1つとして、近年の登山者数の傾向や登山道における混雑の発生状況等を多角的に分析するとともに、地元関係者や登山者の理解・協力が得られるよう検討を進め、登山者数に関する指標・水準の設定を行った。

登山道における著しい混雑の発生は、特定の「日」・「時間帯」・「箇所」において極めて限定的に発生しているため、安全誘導委員を効果的に配置し登山者の安全を確保していく。また、混雑を避けて快適な登山を楽しむことができるように、山小屋での休憩や平日登山の推奨など登山計画に役立つ情報提供を当面の重点目標として取り組む。

### ○ 工程(新規)

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
夏山期間を通じて「著しい混雑が発生する登山者数/日」を超えた日数 ・吉田口 4,000 人/日 3日 ・富士宮口 2,000 人/日 2日		＜毎年、検証し対応検討＞				
混雑解消(平準化)対策を実施 ・混雑予想カレンダーの周知強化 ・動画による効果的な情報を発信 ・山小屋休憩の推奨等		H29～混雑カレンダー		R2～動画情報の発信		

### ③富士山における適正な利用の推進


#### ○ 実施主体

富士山における適正利用推進協議会

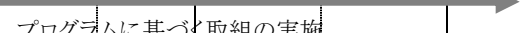
#### ○ 概要

富士山における適正利用推進協議会では、標識類の統合整理、安全な登山のための普及啓発など、社会情勢の変化の中で顕在化する適正利用に係る課題に取り組んできた。2019（平成31）年3月には、協議会として取り組むべき事項の明確化を図り、富士山における適正な利用の推進に向けた取組を促進・強化するための「富士山における適正利用推進プログラム」を策定した。同プログラムに基づき、来訪者管理戦略等との整合を図りながら、富士山における安全かつ快適な利用の推進及び自然環境等の普及啓発に関する取組を進める。

#### ○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
適正な富士登山のあり方に関する検討・情報提供	 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 富士登山オフィシャルサイトの開設</li> <li>● 安全確保のためのガイドラインの策定</li> <li>● 安全確保のためのガイドライン改定</li> <li>● 来訪者管理に必要な登山者モニタリングのあり方検討等</li> </ul>					

#### ○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山における適正な利用の推進	● プログラム策定	 プログラムに基づく取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士登山オフィシャルサイトの管理運営</li> <li>・富士山ガイダンスの実施</li> <li>・富士登山における安全確保のためのガイドラインの普及啓発等</li> </ul>				プログラム見直し

#### ④富士山五合目アクセス交通のあり方検討

##### ○ 実施主体

山梨県

##### ○ 概要

山梨県は、吉田口五合目に至る交通システムのあり方を検討している。

検討に当たっては、富士山の環境や景観の保全、来訪者管理、防災対策の強化等に資することを前提に、自動車交通から鉄軌道などの新しい交通システムへの転換の可能性を検証し、その成果を基本構想として取りまとめる。

また、検討内容については、適切な時期にユネスコ世界遺産センターへ通知する。

##### ○ 工程

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
構想検討会の設置・開催		→				
先進事例研究 現況・課題整理 中間報告案の検討・公表		→				
基本構想の検討・公表			12月公表 →	対応について関係機関と協議 - - - - -		→

#### イ) 登山者・来訪者に対する安全対策

##### ① 登山道の維持修繕

##### ○ 実施主体

山梨県・静岡県

##### ○ 概要

県道として管理する富士山登山道の維持及び登山者の安全確保を目的に、職員等によるパトロールを開山前及び開山期間に実施している。

パトロールでは、登山道・標識等に破損等の不具合を確認した場合、その場で修繕を実施し、登山者の安全を確保している。その場での対応が困難である場合には、登山に支障のないよう安全な措置を図り、委託業者に速やかに連絡し修繕の実施を依頼している。

今後も、登山道の維持管理は、自然環境・展望景観に配慮し、現状の砂利道の維持を基本とし、登山者の安全を確保するため、パトロール及び修繕を行っていく。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
登山道の維持修繕	→					
登山道パトロール	→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
登山道の維持修繕	→					
登山道パトロール	→					

②落石対策

○ 実施主体

山梨県・静岡県

○ 概要

山梨県は、令和元年8月及び9月に吉田口登山道付近で発生した落石事故を踏まえて、現地調査及び専門機関による落石発生のメカニズム究明に基づいた対応策を検討している。

自然現象に起因する落石については、既存導流堤の延伸整備等を検討しており、また、登山道を外れた歩行者に起因する落石については、ロープ柵及び注意喚起看板を設置し、発生を防止していく。

今後、令和元年度中に、落石対策として導流堤等の整備計画を策定し、登山者の安全確保に取り組んでいく。

静岡県は、落石を発生させないための注意喚起や落石が発生した場合の対処法に関する動画やパンフレットを作成し、啓発を強化していく。

○ 工程（新規）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
落石のメカニズム解明・ 対応策の計画策定		●調査・設計実施 ●計画策定				
導流堤等の整備			→			
登山道外歩行の落石防 止(柵、注意看板等)		→				
啓発活動の推進	→					

### ③山頂周回線道路(歩道)の維持修繕

#### ○ 実施主体

環境省

#### ○ 概要

山頂周回線道路(歩道)の維持管理及び登山者の安全確保を目的に、職員等によるパトロールを開山前及び開山期間に実施している。パトロールでは、歩道・標識等に破損等の不具合を確認した場合、登山に支障のないよう安全な措置を図り、必要に応じて速やかに修繕工事を実施している。

今後も、当該歩道については、自然環境・展望景観に配慮し、現状の維持を基本とし、登山者の安全を確保するため、パトロール及び維持修繕を行っていく。

#### ○ 工程 (旧)

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
歩道の維持修繕	→					
歩道のパトロール	→					

#### ○ 工程 (新)

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
歩道の維持修繕	→					
歩道のパトロール	→					

### ④安全登山に関する現地における情報提供

#### ○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町等、富士山安全指導センター運営協議会

#### ○ 概要

夏山登山期間中の毎日、各登山ルート五合目等において、外国人を含む来訪者への周辺施設の案内、登山に適さない装備の登山者に対する登山指導等の安全確保対策を行う体制を構築している。

また、山梨県は2017(平成29)年10月に、登山者の意識の高揚を図り、登山の安全を確保するため、「山梨県登山の安全の確保に関する条例」を施行した。これにより、2019(令和元)年の厳冬期(12～3月)から登山計画書(届)の提出を義務づけたため、県警や関係団体等と連携し「安全登山推進重点区域」を登山する者に対し、必要な指導等を実施する。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
富士山ナビゲータ・富士山レンジャーの設置・活動	→					
富士山安全指導センターの設置・運営	→					

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山ナビゲータの設置・活動	→					配置の見直し
富士山レンジャーの設置・活動	→					
富士山安全指導センターの設置・運営	→					

⑤ヘルメットなどの持参推奨

○ 実施主体

環境省、山梨県・静岡県、富士吉田市

○ 概要

環境省や山梨、静岡両県などで構成する富士山における適正利用推進協議会は、2015(平成 27)年 3 月に、富士登山における安全確保のためのガイドラインを改定し、富士山の突発的な噴火や落石などに備えるため、ヘルメットや防塵マスク、ゴーグルの持参を推奨している。

山梨県及び富士吉田市では、五合目総合管理センターや六合目安全指導センターにおいて、登山者に対し、登山ルールやヘルメット着用のレクチャーを実施している。なお、ヘルメット等の整備状況は次のとおり。

- ・ 山梨県は、五合目売店などに吉田口五合目来訪者が避難する際に装備するヘルメットや防塵マスク、ゴーグルを配備している。
- ・ 富士吉田市は、富士山保全協力金を財源とした富士山保全事業費補助金を活用し、五合目以上の山小屋にヘルメットなど災害対策用備品を整備している。なお、2017(平成 29)年から、六合目安全指導センターにおいて、ヘルメットの無料貸出(デポジット制)を実施している。

静岡県では、噴火に備え、山小屋等に貸出用のヘルメットや防塵マスク、ゴーグルを配備している。

○ 工程（新規）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
ヘルメットなどの持参を推奨	→					
ヘルメットの貸出	→					
噴火に備えたヘルメット等の配備	→					

⑥救護所の設置・運営

○ 実施主体

山梨県・静岡県、富士吉田市・富士宮市、富士山八合目富士吉田救護所運営協議会

○ 概要

夏季における富士登山者の医療救護を図るため、富士宮口八合目・吉田口五合目・七合目及び八合目に救護所を設置し、7月下旬から9月上旬の間、医師及び補助者が駐在し、登山者への医療救護活動を実施している。

< 救護所開設期間 >

	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)
富士宮口八合目	43日	45日	45日
吉田口五合目	73日	73日	73日
吉田口七合目	39日	40日	40日
吉田口八合目	41日	42日	45日

○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
救護所の設置・運営	→					
救護所運営費用助成	→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
救護所の設置・運営	→					
救護所運営費用助成	→ 医師等の人件費及び旅費等を助成					
吉田口救護所連携協議会の開催(年2回)	→ ●H28 協議会設立					



## ⑦山岳遭難事故の未然防止対策の推進

### ○ 実施主体

山梨県・静岡県、静岡県山岳遭難防止対策協議会

### ○ 概要

登山者の遭難事故を未然防止するため、関係機関が連携し、山岳遭難防止に関する情報収集や、臨時派出所・案内所の設置、事故防止パトロールなど山岳遭難防止の啓発に取り組む。

### ○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
山岳遭難事故の未然防止対策の推進	→					

### ○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
山岳遭難事故の未然防止対策の推進	→					

## ウ)混雑緩和のための対策

### ①マイカー規制の実施

#### ○ 実施主体

国、山梨県・静岡県、市町村、関係機関等

#### ○ 概要

富士山の来訪者に渋滞のない安全で快適な交通を確保するとともに、富士山の環境を保全するため、富士宮口、須走口及び吉田口において、夏の登山シーズン中にマイカー規制を実施している。

今後も、関係者からなる協議会において、当年度の実施状況を踏まえて、翌年度の規制期間等について検討する。

#### <マイカー規制の実施状況>

	H27	H28	H29	H30	R1
富士宮口	63日間	65日間	63日間	63日間	63日間
須走口	47日間	63日間	63日間	63日間	63日間
吉田口	53日間	53日間	63日間	63日間	63日間

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
マイカー規制の実施	→→→			→→→→→→→→→		
	規制期間を段階的に延長					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
マイカー規制の実施	→→→→→→→→→					

②山麓からの登山の推奨

○ 実施主体

富士吉田市

○ 概要

五合目よりも下方の吉田口登山道沿いにある現在は営業していない山小屋の由来等を記した案内板の設置、来訪者・登山者のための案内所・休憩所の整備等を実施することにより、富士登山の歴史に対する理解と関心を高めるとともに、パンフレット等による情報提供を通じて、御師まち及び北口本宮富士浅間神社と吉田口登山道をつなぐ「山麓からの登山」を推奨している。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
吉田口登山道周辺の整備(案内板の設置)	●H25 整備					
案内所・休憩所の整備・運営	→→→→→→→→→					
パンフレット等による情報提供	→→→→→→→→→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
案内所・休憩所の整備・運営	→→→→→→→→→					
パンフレット等による情報提供	→→→→→→→→→					

### ③ぐるり・富士山風景街道

#### ○ 実施主体

国土交通省、山梨県・静岡県、市町村等

#### ○ 概要

2019(平成31)年3月に「富士山」のすそ野をぐるり一周巡るサイクリングコースを掲載したマップを作成し、「富士山一周サイクリングルート」として、ホームページに公開した。

引き続き、本コースの魅力を発信する方法を検討するとともに、国やNPO等の「ぐるり・富士山風景街道」の取り組みとも連携しながら、情報発信していく。

#### ○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
情報発信・関係機関との連携	—————→					

#### ○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
情報発信・関係機関との連携	—————→					

### ④巡礼路を活用した周遊の推進

#### ○ 実施主体

山梨県、静岡県、市町村、民間団体等

#### ○ 概要

富士山の顕著な普遍的価値である「信仰の対象」、「芸術の源泉」の2つの側面に対する理解を促進するため、複数のモデルコースの設定や構成資産を巡るツアー造成など、国内外からの来訪者の目的に応じた周遊観光の充実を支援する。また、インターネットを通じた情報発信や海外旅行ガイドへの掲載を働きかけるなど、幅広い理解の促進とともに、民間旅行会社によるツアー造成の定着を図る。

#### ○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
コース設定に係る調査・モニターツアーの実施			—————→			
モデルコースの設定・活用				—————→		

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
モデルコースの周知	→					
ツアー造成の支援	→					

エ)ごみ・廃棄物対策

①富士山域における清掃活動

○ 実施主体

国、山梨県・静岡県、市町村、民間団体・ボランティア

○ 概要

富士山麓周辺道路沿い、富士五湖・忍野八海等構成資産周辺及び登山道沿いにおいて、環境負荷の軽減と保全の意識高揚を兼ねた清掃活動を継続的に実施し、ごみ状況の改善を図っている。また、山梨県・静岡県は清掃活動を行う団体等の活動の支援を行っている。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
富士山域における清掃活動の実施	→					

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R2)	2022 (R3)	2023(R5)以降
富士山域における清掃活動の実施	→					

## ②山麓における廃棄物不法投棄の防止

### ○ 実施主体

国、山梨県・静岡県、市町村、民間団体・県民等

### ○ 概要

富士山麓における不法投棄防止対策として、山梨県、静岡県及び市町村が連携してパトロールを実施するとともに、山梨県及び静岡県は、企業や団体との不法投棄の情報提供に関する協定の締結や可搬式監視カメラを導入するなど、不法投棄の未然防止、早期発見、拡大防止に努めている。また、山梨県及び静岡県は、世界遺産の範囲に不法投棄された産業廃棄物の撤去を行う非営利団体等に対し、撤去費用を助成している。

さらに、静岡県は、可搬式監視カメラを導入するとともに、森林パトロールサポートカー制度を導入し、「森林への不法投棄防止監視中」を示す自動車貼付用ステッカーを配布し、富士山麓の地域住民等の理解・協力の下、森林への不法投棄の抑止も行っている。

### ○ 工程（旧）

区分 年度	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
パトロール・監視活動・立入調査	→					
廃棄物監視員の配置	→					
監視カメラの配置	→					
産業廃棄物撤去費用の助成	→					
森林パトロールサポートカー制度（静岡県）	→					

### ○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
パトロール・監視活動・立入調査	→					
不法投棄の情報提供に関する協定締結	→					
産業廃棄物撤去費用の助成	→					
可搬式カメラの導入（静岡県）	→					
森林パトロールサポートカー制度（静岡県）	→					

オ)し尿対策

①環境配慮型トイレの設置・管理

○ 実施主体

環境省、山梨県・静岡県、市町、民間団体

○ 概要

2006(平成18)年度までに五合目より上の全ての山小屋等においてバイオ式等環境配慮型トイレの整備を完了し、し尿の山肌への垂れ流しを防いでいる。また、トイレ整備後は、富士山山小屋事業者への稼動利用状況等アンケートを実施し、稼動利用状況等の把握を継続するとともに、それぞれのトイレ設置者が適切に維持管理を行っている。

現在、整備から 10年が経過したため、環境省、山梨県・静岡県等は、適切な維持管理が継続されるよう、処理方式や管理手法等の検討を進めている。

また、環境省では、富士山山頂を含む3箇所に環境配慮型の公衆トイレを設置し、県や市町と協力し適切な維持管理を行っている。

○ 工程 (旧)

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
環境配慮型トイレ整備	H18までに整備完了					
環境配慮型トイレの適切な維持管理	→					
処理方式や管理手法等の検討		→				

○ 工程 (新)

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
環境配慮型トイレの適切な維持管理	→					
処理方式や管理手法等の検討	→					

## カ) 便益施設の整備

### ① 富士山登山道等の案内標識の改善

#### ○ 実施主体

環境省、山梨県・静岡県、市町村

#### ○ 概要

富士山の標識類の乱立の抑制、利用者への適切な情報提供及び良好な風致景観の形成を進めるため、環境省、山梨県・静岡県、市町村、観光団体及び山小屋組合等で構成する「富士山標識関係者連絡協議会(現・富士山における適正利用推進協議会)」では、2010(平成22)年3月に「富士山における標識類総合ガイドライン」を策定した(2018(平成30)年12月一部改定)。このガイドラインに基づき、デザイン及び案内地名の統一、ピクトグラムの併用、多言語化(4カ国語)等の改善を図り、五合目登山口～山頂部にかけて、案内標識を整備した。現在は、必要に応じて、案内標識の改善を行っている。

#### ○ 工程(旧)

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
富士登山道等の案内標識の統一化整備	●H23整備完成					
案内標識の改善	→					

#### ○ 工程(新)

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
案内標識の改善	→					

### ② 御中道の標識整備・展望地の情報発信

#### ○ 実施主体

環境省

#### ○ 概要

環境省は、富士山の五合目周辺の御中道について、スバルライン五合目から御庭の区間の標識の整備を進める。また、2017(平成29)年に関係機関とともに選定した「富士山がある風景100選」について、広く一般への情報発信を進める。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	
ビューポイントを選定し、展望施設や標識の整備						
御中道の標識整備						

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	
御中道の標識整備						
展望地の情報発信						

キ) 国立公園の公園計画点検及び管理運営計画改定

① 国立公園の公園計画点検及び管理運営計画改定

○ 実施主体

環境省

○ 概要

富士山を取り巻く自然的・社会的条件の変化を踏まえ、計画的に富士箱根伊豆国立公園富士山地域の公園計画の点検を行う。また、山梨県・静岡県及び関係市町村等との合意形成を図りながら、富士箱根伊豆国立公園富士山地域の管理運営計画の改定に向けた検討を進める。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	
公園計画の点検						
管理運営計画の改定						



○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
公園計画の点検		● 公園計画の 一部変更		→ 点検に向けた検討		→ 次期点検
管理運営計画の改定	→ 改定に向けた検討			→ 点検作業		

ク) 富士山保全協力金(利用者負担制度)の導入

① 富士山保全協力金の実施

○ 実施主体

山梨県・静岡県

○ 概要

富士山の環境保全や登山者の安全対策を図るため、2013(平成 25)年夏に試験的に利用者負担制度を実施した。2014(平成 26)年夏から、富士山の環境保全や登山者の安全確保のため必要な事業を行うための資金として登山者に協力を求める「富士山保全協力金」として本格導入し、富士山の神聖性の維持を推進している。

なお、2018(平成 30)年に、制度導入から 5 年が経過したため、これまでの状況を検証し、協力金の使途の拡充を行うとともに、対象者を登山者から「五合目より先に立ち入る来訪者」に拡大した。引き続き、利用者が公平に負担する仕組みなど、今後の富士山の利用者負担制度のあり方について、有識者で構成された富士山利用者負担専門委員会等で検討を進めていく。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
利用者負担制度のあり方検討	→	● 社会実験				
利用者負担制度の本格実施		→ ● 徴収(開山期間)・事業充当				

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山保全協力金の実施	→ ● 徴収(開山期間)・事業充当					
利用者負担制度のあり方検討	→			→		

(2)各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備

ア. 事業実施の方向性

富士山の顕著な普遍的価値を構成する『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づき、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望地点・展望景観」の観点から、構成資産・構成要素、及びそれらに含まれる諸要素の意匠・形態、材料・材質、位置・環境、精神性などの真実性及び良好な展望景観の完全性を保持するために、修理・復旧・整備・管理の事業を実施する。

イ. 各実施事業の目的・概要

ア)構成資産・構成要素の保存管理(全般)

①建造物の火災・地震対策

○ 実施主体

文化庁、山梨県・静岡県、市町村、資産所有者・資産管理者

○ 概要

世界遺産富士山に関連する国・県指定の建造物等に対しては、文化庁が策定した「文化庁防災業務計画」や静岡県・市町村が策定したマニュアルに基づき、災害予防、災害復旧及び公開施設における入場者等の生命・身体の安全確保への対応等に取り組むとともに、入場者等の安全が確認でき次第、構成資産の確認を行い、被害状況を報告する体制を整備している。

また、文化庁、山梨県・静岡県及び市町村は、所有者又は管理者が実施する防火施設の維持・管理補助を実施している。

山梨県は、独立行政法人国立文化財機構と連携した文化財防災ネットワークの構築を検討している。

静岡県は、2011(平成 23)年度に文化財等救済ネットワークの組織を立ち上げ、2012(平成 24)年度から文化財保護に係る知識を持つ人材を「文化財救済支援員」として養成し、救済体制の拡充を図っている。

○ 工程 (旧)

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
防災施設の整備	整備済					
防火施設の維持・管理に係る補助	→					
文化財救済ネットワーク	→					
文化財被災情報収集訓練の実施	●	●				
文化財救済支援員の養成	→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
防災施設の整備	整備済					
防火施設の維持・管理に係る補助	→					
文化財等救済ネットワーク	→					
ネットワーク構築検討(山梨県)	→					
文化財被災情報収集訓練の実施(静岡県)	→					
文化財等救済支援員の養成	→					

②構成資産・構成要素の巡視

○ 実施主体

山梨県・静岡県

○ 概要

建造物をはじめとする構成資産及び構成要素については、山梨県・静岡県が委嘱した文化財保護指導委員が巡視を行い、無断現状変更・汚損・破壊行為等の有無等について点検を行い、巡視結果を元に山梨県・静岡県は、文化財所有者及び文化財管理団体に対する資産の保存管理についての指導助言を行う。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
文化財保護指導委員の巡視	→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
文化財保護指導委員の巡視	→					

### ③保存管理についての技術支援

#### ○ 実施主体

山梨県・静岡県

#### ○ 概要

山梨県は、文化財の高度な保存・管理技術を持つ専門職員及び技術者を配置し、所有者又は文化財の管理団体に指定された地方公共団体が行う保存管理、整備・公開・活用の諸事業に対して、技術的な側面から適切な支援を行う。

静岡県は、文化財の登録申請の支援、建造物の管理・保護に対する所有者や行政に対する支援、予備基礎診断の実施、地震発生時における文化財建造物の応急措置等の役割を果たす文化財建造物監理士を養成している。2010(平成 22)年度から講習会を実施し、2019(令和元)年4月現在99名が静岡県文化財建造物監理士として登録されている。2019(令和元)年度以降は、NPO等の協力も得ながら、新たな監理士を養成するとともに、登録済の管理士のスキルアップを図っていく。

#### ○ 工程 (旧)

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
専門職員及び技術者による技術支援	→					
静岡県文化財建造物監理士の養成	→					

#### ○ 工程 (新)

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
専門職員及び技術者による技術支援	→					
静岡県文化財建造物監理士の養成	→					

### イ)富士山域

#### ①吉田口登山道における景観配慮

#### ○ 実施主体

山梨県

#### ○ 概要

登山道浸食及び自然植生荒廃の抑制及び登山利用者の安全性の確保の両面から、調和のとれた登山道補修方法の検討を行うとともに、落石防護壁等の構造物については、周辺景観との調和のとれた修景とするため試験施工を行いつつ検討する。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
登山道の維持補修及び 構造物修景方法の検討	→					
登山道の補修及び構造 物修景方法の試験施工 の実施			→			
試験施工の効果検証				→		
登山道補修及び構造物 修景の実施						→

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (H4)	2023(R5)以降
登山道の維持補修及び 構造物修景方法の検討	→					
登山道の補修及び構造 物修景方法の試験施工 の実施	→					
試験施工の効果検証	→					
登山道補修及び構造物 修景の実施	→					

②山小屋の整備等

○ 実施主体

山梨県、山小屋所有者

○ 概要

環境省、山梨県・静岡県、市町村、観光団体及び山小屋組合等で構成する「富士山標識関係者連絡協議会」が策定した「富士山における標識類総合ガイドライン」に基づき、標識類の色彩・掲示方法等の改善を進めてきた。

また、山梨県は、文化財・建築などの専門家から成る検討委員会を設置し、長期的な景観形成を図るため、既存の法令等の基準に加え、山小屋所有者が自主的に取り組む「修景指針」を策定した。

修景指針では、景観との調和だけでなく、山小屋の簡素な建築や、山岳環境に裏付けされた特徴的な意匠を伝承することで、富士山信仰を支えてきた山小屋の歴史的な営みを継承し、神聖な雰囲気醸成についても取り組むこととしている。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
標識類の改善	→					
信仰の拠点としての山小屋に関する情報発信	→					
修景指針の作成・指針に基づく整備				●指針の策定	指針に基づく整備	→

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
標識類の改善	→					
信仰の拠点としての山小屋に関する情報発信	→					
修景指針に基づく整備	→					

③富士宮口・須走口・御殿場口における世界文化遺産富士山五合目のあり方の検討

○ 実施主体

国、静岡県、富士宮市・御殿場市・裾野市・小山町

○ 概要

静岡県が中心となり、富士山の富士宮口・須走口・御殿場口の五合目について、世界文化遺産富士山の玄関口として相応しい共通のあり方(理念、機能、役割等)を整理し、関係者間の合意を形成する。市町は、あり方検討の合意に基づき、将来的に各登山口の制約・特徴等に応じて計画等の策定を検討し、整備等を進めていく。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期	
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降	
富士山五合目のあり方検討		→					
五合目整備計画の策定・実施(市町)				→			

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
五合目整備計画の策定・実施(市町)	→					

#### ④富士宮口五合目施設

##### ○ 実施主体

国、静岡県、富士宮市

##### ○ 概要

世界文化遺産富士山五合目のあり方検討の合意を踏まえ、自然公園法及び文化財保護法などの法令等の定める外観(色彩等)にかかる基準に適合した修景を行うため、静岡県、富士宮市及び所有者等による協議・検討を引き続き実施している。

##### ○ 工程 (旧)

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
修景に関する協議・検討	→					

##### ○ 工程 (新)

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
五合目来訪者施設に関する協議・検討	→					

#### ⑤須走口五合目の整備

##### ○ 実施主体

環境省、小山町、関係団体

##### ○ 概要

小山町及び関係機関は、須走口五合目における安全登山の情報提供等の充実に向けた具体策の検討を進めている。その検討結果を受けて、環境省は2019年(令和元年)9月に、須走口新五合目園地事業を位置づける富士箱根伊豆国立公園富士山地域の公園計画の一部変更を実施した。

##### ○ 工程 (新規)

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
施設の充実に向けた協議・検討	→					

## ⑥吉田口五合目の整備

### ○ 実施主体

山梨県、市村、関係団体

### ○ 概要

山梨県は、関係市村及び五合目諸施設所有者等の地元関係者から成る協議の場及び文化財・景観・地域計画・色彩計画・観光などの専門家から成る検討委員会を設置し、富士スバルライン四合目・五合目のあるべき姿を「富士山四合目・五合目グランドデザイン」として取りまとめた。

四合目・五合目のあるべき姿として、訪れる人が国籍や宗教観を超えて等しく富士山に向き合い、その神聖さや美しさに感動できるとともに、安心して、何度も訪れたい世界遺産にふさわしい空間の実現を目指す。

山梨県は、将来像を具体化するため、四合目地域にある奥庭遊歩道において、来訪者が富士山の自然に触れ、安全に散策ができるよう標識を再整備した。また、五合目地域の景観改善を図るとともに、来訪者が富士山やご来光を展望できるよう展望広場を整備した。

今後も長期的かつ段階的な取組等を山梨県、関係市村及び地元関係者が一体となって推進する。

### ○ 工程（旧）

区分 年度	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
四合目・五合目のあり方 検討		→		●グランドデザイン策定		
将来像の実現に向けた 短期的取組の推進				→		
将来像の実現に向けた 長期的取組の推進				→		

### ○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
将来像の実現に向けた 短期的取組の推進	→					
将来像の実現に向けた 長期的取組の推進	→					

## ⑦北口本宮富士浅間神社の保存修理

### ○ 実施主体

文化庁、山梨県、富士吉田市、資産所有者



## ○ 概要

北口本宮富士浅間神社は、吉田口登山道の起点に位置し、富士山信仰の隆盛を物語る壮麗な建築物である。平成 29 年 11 月には、既に重要文化財に指定されている東宮本殿、西宮本殿及び本殿に加え、「拝殿及び幣殿」「恵毘寿社及び透塀」「神楽殿」「手水舎」「随神門」「福地八幡社」「諏訪神社拝殿」「社務所」の8棟が社殿群として重要文化財(建造物)に一括指定された。同神社は、国、県、富士吉田市と連携しながら、定期的に屋根葺替えや漆・彩色塗替え等の保存修理工事を行っている。2020(令和元)年から 2023(令和 4)年には、東宮本殿及び西宮本殿の保存修理工事を実施する計画である。

## ○ 工程(新規)

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
東宮本殿・西宮本殿 の保存修理工事		檜皮葺(西宮)	檜皮葺(東宮)			
		塗装(西宮)		塗装(東宮)		

## ウ)富士山本宮浅間大社の整備

### ○ 実施主体

静岡県、富士宮市、資産所有者

### ○ 概要

富士山本宮浅間大社は、静岡県側の富士山信仰の中心地で、登拝の起点となっている。境内地には、来訪者のための観光案内所やトイレ等の便益施設や歴史的な資産の案内板等が、富士宮市や所有者等の関係者によって整備されている。

境内地には、護摩堂跡やかつての参道など、富士山信仰に関わる遺跡や遺構が存在するため、これらの信仰関連施設の保護と神社境内地の景観の保全を目的として整備を実施する。

また、境内にある国指定重要文化財の本殿等の神社施設については、塗装の劣化等が見られるため、適切な維持管理を実施していく。

また、江戸時代には、神社周辺に宿坊や関係者の居住地が広がっていたことが判明しているため、神社周辺の様相や変遷について文献調査等を行い、復元図の作成等の活用方法を検討する。

### ○ 工程(新規)

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
護摩堂跡の整備						→
参道跡の整備						→
境内地関連施設調査・ 整備	→					
神社周辺調査・整備	→					

## エ)山宮浅間神社の整備

### ○ 実施主体

静岡県、富士宮市

### ○ 概要

山宮浅間神社は、直接富士山を遥拝する施設として富士山信仰における重要な施設である。遥拝所には、信仰の場を形成する石塁による区画と、神事に関わる石列や祭壇などを見ることができる。整備は、神社境内地の景観の保全とこれらの信仰関連施設の保護を目的として実施した。

また、山宮浅間神社における遺構・遺物は史跡指定地の外に広がるものとなっていることから、今後、周辺に対する発掘調査等を進め、史跡としての具体的な様相を明らかにし、史跡の追加指定とともに、その適切な整備を検討する。

### ○ 工程（旧）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以 降
便益施設、案内サイン整備等			→	→		
遥拝所整備			→	→		
境内地関連施設調査・整備	→	→	→	→	→	
神社周辺調査・整備				→	→	→

### ○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
神社周辺調査・整備						→

## オ)村山浅間神社の整備

### ○ 実施主体

静岡県、富士宮市

### ○ 概要

村山浅間神社・大日堂にある大日堂は、富士修験にとって重要な施設であり、江戸時代の建物様式を残すものであったことから、保存修理工事を実施した。大日堂には、大日如来坐像や役行者像等が安置されおり、それらを拝観できる施設としての機能も備えるものとなっている。

境内地には、富士修験の歴史を具体的に表す遺構である水垢離場、護摩壇、龍頭池、大棟梁権現社跡などが残されている。それらについては、富士修験を具現化するものとして、調査を行い適切な整備を進める。

また、村山浅間神社の周辺にある村山三坊の跡を含む元村山の集落については、修験に関わる集落として特異な信仰空間を形成している。今後、発掘調査等の調査を進め、集落全体の様相を明らかにし、神社を中心とした広域的な整備を行う。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
便益施設、案内サイン等	→					
大日堂保存整備	→					
境内地関連施設調査・整備				→		
神社周辺整備						→

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
境内地関連施設調査・整備	→					
神社周辺整備	→					

力) 富士五湖

○ 実施主体

環境省、山梨県、身延町・山中湖村・富士河口湖町、地域住民・事業者等

○ 概要

行政機関と地域住民等は、明日の富士五湖創造会議を開催し、湖ごとに、世界遺産としてふさわしい利用方法や修景ルールの方針を進めている。

環境省は、本栖湖及び西湖の水面全域を対象に、水質汚濁や騒音等による影響を排除するため、プレジャーボート等の動力船の乗り入れを規制しており、精進湖では、地域住民等により、動力船の持ち込みを自主規制し、利用者の協力を呼びかけている。

また、山梨県は、富士五湖のうち特に河口湖及び山中湖における動力船の乗り入れ実態を的確に把握するため、年度毎に「航行届」の事前提出と「航行届出済証」(ステッカー)の船舶への表示を義務づけ、把握した乗り入れ動向を明日の富士五湖創造会議におけるルール策定の基礎資料として活用することとしている。

山梨県・富士河口湖町・山中湖村は、地域住民及び事業者が実施する修景事業に対する助成を実施している。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
明日の富士五湖創造会議の開催	●H23 会議設置			→		
「航行届」の事前提出及び「航行届済証」の表示義務付け		●H26 義務付け		→		
住民及び事業者が実施する修景事業への助成	→					

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R27)	2021 (R3)	2022 (H29)	2023(H30)以降
明日の富士五湖創造会議の開催	→					
協議会（ルール策定地区）による湖の適正利用	→					
「航行届」の事前提出及び「航行届済証」の表示義務付け	→					
住民及び事業者が実施する修景事業への助成	→					

キ) 忍野八海

① 忍野八海及び周辺地域の環境整備

○ 実施主体

山梨県、忍野村、地域住民・事業者

○ 概要

2014(平成 26)年度までに、電線類の地中化及び電柱の移設を実施し忍野八海(湧水)から富士山への展望景観を保全するとともに、建築物及び河川防護柵等工作物の修景・河川沿いの植栽修景等を実施してきたが、引き続き、忍野八海周辺の良い景観づくりに努める。

また、山梨県・忍野村は、住民及び事業者が実施する修景事業に対する助成を実施している。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
無電柱化・脱色アスファルト舗装・外灯の更新	→					
湧水周辺の環境整備・サイン整備・公共施設の修景	→					
河川防護柵の更新・河川沿いの植栽修景	→					
住民及び事業者が実施する修景事業への助成	→					

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
住民及び事業者が実施する修景事業への助成	→					

②水量及び水質の維持

○ 実施主体

忍野村

○ 概要

忍野八海の湧出量及び水質を定期的に測定するとともに、忍野八海周辺における住民の地下水採取量、世帯の公共下水道への接続状況について調査を行い、忍野八海の水質及び水質の維持を図る。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
忍野八海の水質・水質の調査	→					
忍野八海周辺の地下水採取量等の調査	→					

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
忍野八海の水質・水質の調査	→					
忍野八海周辺の地下水採取量等の調査	→					

## ク) 白糸ノ滝

### ○ 実施主体

静岡県、富士宮市

### ○ 概要

富士宮市が中心となり、白糸ノ滝の風致景観を阻害する人工構造物を撤去し、富士山及び滝からなる風致景観の維持・再生を図るとともに、富士山信仰に関連する巡礼・修行の場としての歴史が感じられる包括的な修景整備を行っている。

また、来訪者の安全性・快適性にも配慮した風致景観の向上を図るため、歩経路を整備するとともに、富士山及び滝の眺望視界が確保できる展望場の整備や眺望視界を阻害する電柱・電線の撤去を実施した

今後は、既存売店の集約化及び既存売店跡地における眺望場等整備を実施する。

### ○ 工程（旧）

区分 年度	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
滝壺の売店の撤去・移転						
滝壺周辺の整備	→					
ガイダンス施設、案内サイン等	→					
展望場の整備	→	→				
電柱・電線の撤去	→	→	→	→	→	

### ○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
既存売店の集約	→	→	→	→	→	
既存売店跡地の整備			→	→	→	→

## ケ)三保松原

静岡市は、三保松原の普遍的価値を守り、活用しながら次世代に継承していくため、三保松原保全活用計画を策定した。「緑豊かな松原」と「美しい砂嘴」及び「富士山が織り成す風致景観」の適切な保全を通じて、三保松原の価値を、守りつなげ、磨き上げ、そして広く伝えていくとともに、美しい景観を守ってきた地域文化を継承していく。

保全指針については、「松原の保全」、「砂嘴の保全」及び「風致景観の保全」の3点を定め、静岡県や関係機関と連携のもと保全施策を実行していく。

また、活用指針については、「来訪者管理戦略」、「危機管理戦略」及び「情報提供戦略」の3点を含め、保全と活用のバランスを考慮した、世界遺産に相応しい対策を実現する。

### ①海岸景観の改善

#### ○ 実施主体

静岡県

#### ○ 概要

静岡県は、2013(平成 25)年度に「三保松原白砂青松保全技術会議」を設立し、将来、構造物に頼らずに砂浜が維持される海岸を長期目標に定めるとともに、シミュレーションなど多様な手法による検討を踏まえ、4基の消波堤の景観上配慮した施設(L型突堤)への置き換えと養浜による対策を、2014(平成 26)年度に決定した。

2015(平成 27)年度から、4基の消波堤のうち、景観形成上影響が大きい2基の置き換えに着手し、早期に景観改善と砂浜の回復を図っている。残りの2基の消波堤は、L型突堤への置き換えを基本としつつ、先行する2基の整備結果を踏まえて計画の見直しを行う。

また、2015(平成 27)年に「三保松原景観改善技術フォローアップ会議」を設置し、モニタリング計画に基づく対策の効果・影響の検証と順応的な計画の見直しを行うとともに、「清水海岸侵食対策検討委員会」を開催し、清水海岸全体での侵食対策の検証と対策の見直しを実施している。

対策の実施に当たっては、モニタリング計画に定めた防護、景観、施設、利用・環境、長期目標実現の5つの観点に基づく、沿岸漂砂量、砂浜幅、海浜・海底地形、海岸構造物の見え等のモニタリング項目の評価結果を踏まえ、毎年度、対策の効果・影響の検証を行い、順応的な計画の見直しにより対策を推進する。

○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
景観改善対策の検討	対策決定					
対策の検討	シミュレーション等による検討					
三保松原白砂青松保全技術会議	有識者による検討					
清水海岸侵食対策検討委員会	有識者や地元代表者等による検討					
景観改善対策の実施						
海岸保全施設の改善			1・2号消波堤の置き換え 3・4号消波堤の置き換え			
養浜			砂浜が自然回復するまで継続実施（年5万m <sup>3</sup> を基本）			
モニタリング			各種測量、写真撮影、施設の健全度調査等			
三保松原景観改善技術フォローアップ会議	モニタリング計画の策定			モニタリング結果の検証、順応的な計画見直し		
清水海岸侵食対策検討委員会			侵食対策の検討、モニタリング結果の検証			

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
海岸保全施設の改善	1消波堤の置き換え、2・3・4号消波堤の置き換え					
養浜	砂浜が自然回復するまで継続実施（年5万m <sup>3</sup> を基本）					
モニタリング	各種測量、写真撮影、施設の健全度調査等					
三保松原景観改善技術フォローアップ会議	モニタリング結果の検証、順応的な計画見直し					
清水海岸侵食対策検討委員会	侵食対策の検討、モニタリング結果の検証					



## ②松林の保全

### ○ 実施主体

静岡県、静岡市

### ○ 概要

世界文化遺産にふさわしい松林を将来へ引き継ぐため、平成 26 年 12 月に「三保松原の松林保全技術会議」から松林保全の基本方針や施策に関する提言を受けたことから、静岡市は、提言を反映した「三保松原管理基本計画」を策定し、地域住民等と協力し、松林保全対策を実施している。静岡県は静岡市が実施する松林保全対策に対し技術的支援を行うとともに、提言に基づく施策を具体化するため、平成 27 年 1 月から静岡県と静岡市が「三保松原保全実行委員会」を設置し、進捗管理等を行い適切な保存管理に努めている。

今後も一般財団法人三保松原保全研究所(令和元年 6 月設立)と静岡県、静岡市、地域住民等と連携し、三保松原の総合的な松林保全の対策を推進する。

### ○ 工程 (旧)

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
対策検討、計画策定	松林保全技術会議 管理基本計画策定		●	計画に基づく対策の実施 現状調査・評価・改善検討・モニタリング(順応的管理)		
仕組みづくり・人づくり						
保全センター機能			●	機能拡充		
人づくり			合意形成	人材育成・活動拡大		
管理体制			マツ個体のデータベース化			管理マニュアル作成・実施
生育環境の改善						
土壌づくり			落ち葉掻き・清掃、腐葉土除去等			
			土壌改良材等試験・検証・開発			
松林の健全な育成		松林密度管理指針策定		松林密度管理		
				ボードウォーク整備		遊歩道の整備
羽衣の松の樹勢回復			保護エリアの拡大 ボードウォーク整備 固結層の解消 土壌改良・モニタリングの手法の検討・実施			
マツ材線虫病の早期被害化	薬剤散布による防除(目標:2本/ha以下)					薬剤依存度減少を目指す
			三保独自の樹形を継承する抵抗性クロマツ等の開発			

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
<b>対策検討</b>	三保松原保全実行委員会による提言書の進捗管理と対策の検討 → 三保松原保全実行委員会の検討結果に基づく対策の実施 →					
<b>仕組みづくり・人づくり</b>						
<b>保全組織</b>		財団設立 ●	機能充実	→		
<b>人づくり</b>	人材育成・活動拡大 →					
<b>管理体制</b>	システム構築 ●	実績入力 →	松林管理システム運用	→		
<b>生育環境の改善</b>						
<b>土壌づくり</b>	落ち葉掻き・清掃、腐葉土除去等 → 土壌改良の実施 →					
<b>松林の健全な育成</b>	間伐試験の実施 →	観光プレート検討 →	ルート変更 →	試験結果に基づく間伐の実施 →	→	
<b>羽衣の松の樹勢回復</b>	樹木診断・薬剤散布・土壌改良・モニタリングの実施 →					
<b>マツ材線虫病微害化の維持</b>	薬剤散布・伐倒駆除・予防財樹幹注入(目標:1本/ha以下の維持) → マツのデータベース化 ● 三保由来の抵抗性マツの開発・量産 → 薬剤依存度減少を目指す →					
<b>三保松原保全地域連携モデル確立支援</b>	三保松原保全地域連携モデル構築業務委託 →					
<b>松原再生化事業</b>	用地買収 →		圃場造成 →	三保由来のマツ苗の生産 →		

### ③周辺の道路の無電柱化

#### ○ 実施主体

静岡市

#### ○ 概要

三保松原周辺の景観改善の取り組みとして、沿道の電柱・電線が道路からの富士山眺望景観を阻害している、三保松原へのアクセス道路である県道三保駒越線において、短期的な対策として道路上空の横断架空線を撤去するとともに、中長期的には道路拡幅に併せた無電柱化を実施する。

#### ○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
道路上空の横断架空線の撤去		横断架空線撤去工事 →				
道路の4車線化事業に併せた無電柱化事業	→					
都決変更・事業認可取得・予備設計・関係機関協議	→					
詳細設計・用地取得・道路工						→

#### ○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
道路の4車線化事業に併せた無電柱化事業	折戸1工区(用地買収・道路拡幅工事)					→
	折戸2工区(用地買収・道路拡幅工事)					→

### ④来訪者・情報提供対策

#### ○ 実施主体

静岡市

#### ○ 概要

静岡市は、世界文化遺産登録後、三保松原の保全と活用に係る事業の検討を進め、増加した来訪者による松への影響の軽減及び周辺環境を向上させる観点から、御穂神社から羽衣の松に至る「神の道」への観光バスの通行抑制やそれに伴う観光バス駐車場の移転、公衆用トイレの整備等を実施した。

また、三保松原の顕著な普遍的価値や魅力を発信する暫定的なガイダンス施設として、“は

ごろも情報広場「みほナビ」を2013(平成25)年12月に、更に2018(平成30)年度には、三保松原の魅力と価値を伝え、多くの人が集い交流し、未来へ受け継ぐ本格的な拠点として静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」を開設するなど保全と活用に係る事業を推進してきた。

また、松原総合情報サイトや音声ガイドシステムの構築、保全活動ツアーの造成支援のほか、ボランティアガイドの養成支援を行うなどソフト面の充実も図っていく。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
観光バス通行抑制、駐車場移転等	→ 駐車場移転			→ 通行抑制		
ビジターセンター整備等		→ 基本構想	→ 設計	→ 建設工事		
	→ 多目的広場の整備等の検討					
ボランティアガイドの養成		→ 方策検討		→ 養成・支援		
回遊性事業の実施	→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
観光バス通行抑制	→ 通行抑制					
三保松原文化創造センターの運営	●	→				
多言語化の推進	● 多言語のHP、音声ガイド、館内パンフレットの作成 ● 補完 →		→ 運用・活用			
松原情報サイトによる情報発信	● 構築 →	→ 情報発信				
ボランティアガイドの養成・活動支援	→ 養成講座 ● ガイド支援システム構築		→ 活動支援 → システム運用			
保全活動ツアーの造成支援	→ HP・パンフレットによるPR					

## コ) 展望景観の保存対策

### ① 間伐等の森林整備による森林景観の維持・改善

#### ○ 実施主体

林野庁、山梨県・静岡県、市町村、森林組合等

#### ○ 概要

森林の持つ多面的機能の持続的発揮を維持するための間伐等により、富士山地域における良好な森林景観を形成するとともに、富士山地域及び構成資産へのアクセス道路周辺等の森林における間伐等及び富士山の眺望を確保するための展望ポイントでの眺望伐採等の森林整備を実施し、景観の維持・向上を図っている。

#### ○ 工程（旧）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
間伐等の森林整備	→					
修景伐の重点実施(静岡県)		→				
眺望伐採等の森林景観整備(山梨県)	→					

#### ○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
間伐等の森林整備	→					
眺望伐採等の森林景観整備(山梨県)	→					